

平成25年第1回常陸太田市議会定例会会議録

目 次

招集告示	5
平成25年第1回常陸太田市議会定例会会期日程	6
◎第1号 3月5日(火)	
○議事日程(第1号)	7
○本日の会議に付した事件	9
○出席議員	9
○説明のため出席した者	9
○事務局職員出席者	9
開 会	9
開 議	9
○会議録署名議員の指名	10
○諸般の報告	10
○日程第 1 会期の決定	11
○日程第 2 施政方針説明	11
○日程第 3 報告第1号(上程)	19
○日程第 4 議案第1号ないし議案第23号(一括上程)	19
提案理由説明	20
○日程第 5 議案第24号ないし議案第32号(一括上程)	29
提案理由説明	30
○日程第 6 議案第33号ないし議案第42号(一括上程)	36
提案理由説明	37
散 会	50
◎第2号 3月7日(木)	
○議事日程(第2号)	51
○本日の会議に付した事件	51
○出席議員	51
○欠席議員	51
○説明のため出席した者	51
○事務局職員出席者	52
開 議	52

○日程第 1 一般質問	1 番 藤田 謙二議員	5 2
	2 番 赤堀 平二郎議員	6 2
	2 2 番 宇野 隆子議員	6 9
	6 番 平山 晶邦議員	8 1
	5 番 鈴木 二郎議員	8 7
散 会		9 5

◎第3号 3月8日(金)

○議事日程(第3号)		9 7
○本日の会議に付した事件		9 7
○出席議員		9 7
○説明のため出席した者		9 7
○事務局職員出席者		9 7
開 議		9 8
○日程第 1 一般質問	7 番 益子 慎哉議員	9 8
	4 番 深谷 渉議員	1 0 6
散 会		1 1 5

◎第4号 3月11日(月)

○議事日程(第4号)		1 1 7
○本日の会議に付した事件		1 1 7
○出席議員		1 1 7
○説明のため出席した者		1 1 7
○事務局職員出席者		1 1 8
開 議		1 1 8
○日程第 1 報告第1号(上程)		1 1 8
	採 決	1 1 8
○日程第 2 議案質疑 議案第1号ないし議案第42号(一括上程)		1 1 8
	質 疑 2 2 番 宇野 隆子君	1 1 9
○日程第 3 請願第1号		1 2 8
○日程第 4 常陸太田市農業委員会委員の推薦について		1 2 8
	採 決	1 2 8
○日程第 5 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙について		1 2 8
	採 決	1 2 9
散 会		1 2 9

◎第5号 3月22日(金)

○議事日程(第5号).....	131
○本日の会議に付した事件.....	131
○出席議員.....	131
○説明のため出席した者.....	132
○事務局職員出席者.....	132
開 議.....	132
○日程第 1 委員長報告 議案第1号ないし議案第42号、請願第1号	
総務委員長 益子 慎哉議員.....	132
文教民生委員長 深谷 秀峰議員.....	133
産業建設委員長 高星 勝幸議員.....	134
予算特別委員長 菊池 信也議員.....	135
議員定数検討特別委員長 茅根 猛議員.....	136
質 疑 22番 宇野 隆子議員.....	137
討 論 22番 宇野 隆子議員.....	138
討 論 8番 菊池 信也議員.....	141
採 決.....	143
○日程第 2 議案第43号.....	145
提案理由説明.....	146
採 決.....	147
○日程第 3 議案第44号ないし議案第45号.....	147
提案理由説明.....	147
採 決.....	148
○日程第 4 常陸太田市選挙管理委員及び補充員の選挙について	
採 決.....	149
○日程第 5 議員提案第1号.....	150
提案理由説明.....	150
討 論 22番 宇野 隆子議員.....	151
採 決.....	151
○日程第 6 所管事務調査及び閉会中の継続調査について.....	152
閉 会.....	152
資 料	
議案等委員会付託表.....	155

請願文書表（第1号）	157
一般質問発言通告者及び発言要旨	158
総務委員会審査報告書	163
文教民生委員会審査報告書	165
産業建設委員会審査報告書	167
予算特別委員会審査報告書	169
議員定数検討特別委員会報告書	171
総務委員会所管事務調査及び閉会中の継続調査について	173
文教民生委員会所管事務調査及び閉会中の継続調査について	174
産業建設委員会所管事務調査及び閉会中の継続調査について	175
議会運営委員会所管事務調査及び閉会中の継続調査について	176

常陸太田市告示第17号

平成25年第1回常陸太田市議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年2月26日

常陸太田市長 大久保 太 一

1. 期 日 平成25年3月5日
2. 場 所 常陸太田市議会議場

平成25年第1回常陸太田市議会定例会会期日程

平成25年3月5日

月 日	曜	会 議 別	主 な 内 容
3月 5日	火	本 会 議	1. 開 会 2. 会期の決定 3. 施政方針説明 4. 議案説明
3月 6日	水	休 会	議案調査
3月 7日	木	本 会 議	1. 一般質問
3月 8日	金	本 会 議	1. 一般質問
3月 9日	土	休 会	
3月10日	日	休 会	
3月11日	月	本 会 議	1. 議案質疑 2. 委員会付託
		委 員 会	1. 議員定数検討特別委員会
3月12日	火	委 員 会	1. 総務委員会
3月13日	水	委 員 会	1. 文教民生委員会
3月14日	木	委 員 会	1. 産業建設委員会
3月15日	金	休 会	議案調査
3月16日	土	休 会	
3月17日	日	休 会	
3月18日	月	委 員 会	1. 予算特別委員会
3月19日	火	委 員 会	1. 予算特別委員会
3月20日	水	休 会	
3月21日	木	休 会	議事整理
3月22日	金	本 会 議	1. 委員長報告（質疑・討論・採決） 2. 閉 会

平成25年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成25年3月5日（火）

議事日程（第1号）

平成25年3月5日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 施政方針説明
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 4 議案第 1 号 常陸太田市指定地域密着型サービスの事業に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 常陸太田市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 常陸太田市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第 4 号 常陸太田市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 議案第 5 号 常陸太田市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第 6 号 常陸太田市都市公園移動等円滑化に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 7 号 常陸太田市道路移動等円滑化に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 8 号 常陸太田市遺児手当支給条例の一部改正について
- 議案第 9 号 常陸太田市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
- 議案第 10 号 常陸太田市心身障害児福祉手当支給条例の一部改正について
- 議案第 11 号 常陸太田市敬老祝金支給条例の一部改正について
- 議案第 12 号 常陸太田市医療福祉費の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第 13 号 常陸太田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第 14 号 常陸太田市東日本大震災被害対策支援金等支給条例の一部改正について
- 議案第 15 号 常陸太田市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部改正について
- 議案第 16 号 常陸太田市企業等立地促進条例の一部改正について
- 議案第 17 号 常陸太田市都市公園条例の一部改正について
- 議案第 18 号 常陸太田市消防団の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

- 議案第 19 号 常陸太田市立幼稚園設置条例の一部改正について
- 議案第 20 号 常陸太田市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 21 号 常陸太田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 22 号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会設置に関する協議について
- 議案第 23 号 常陸太田市公の施設にかかわる指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第 24 号 平成 24 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 10 号）について
- 議案第 25 号 平成 24 年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 26 号 平成 24 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 27 号 平成 24 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 28 号 平成 24 年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 29 号 平成 24 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 30 号 平成 24 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 31 号 平成 24 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 32 号 平成 24 年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 6 議案第 33 号 平成 25 年度常陸太田市一般会計予算について
- 議案第 34 号 平成 25 年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 35 号 平成 25 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 36 号 平成 25 年度常陸太田市介護保険特別会計予算について
- 議案第 37 号 平成 25 年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について
- 議案第 38 号 平成 25 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 39 号 平成 25 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について
- 議案第 40 号 平成 25 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 41 号 平成 25 年度常陸太田市水道事業会計予算について
- 議案第 42 号 平成 25 年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 施政方針説明
日程第 3 報告第 1 号（報告案件説明）
日程第 4 議案第 1 号ないし議案第 2 3 号（一括上程・提案理由説明）
日程第 5 議案第 2 4 号ないし議案第 3 2 号（一括上程・提案理由説明）
日程第 6 議案第 3 3 号ないし議案第 4 2 号（一括上程・提案理由説明）
-

出席議員

13番	後藤 守 議長	17番	川又 照雄 副議長
1番	藤田 謙二 議員	2番	赤堀 平二郎 議員
3番	木村 郁郎 議員	4番	深谷 渉 議員
5番	鈴木 二郎 議員	6番	平山 晶邦 議員
7番	益子 慎哉 議員	8番	菊池 伸也 議員
9番	深谷 秀峰 議員	10番	高星 勝幸 議員
12番	成井 小太郎 議員	13番	茅根 猛 議員
14番	片野 宗隆 議員	15番	福地 正文 議員
16番	山口 恒男 議員	19番	黒沢 義久 議員
20番	沢 畠 亮 議員	21番	高木 将 議員
22番	宇野 隆子 議員		

説明のため出席した者

大久保 太一 市長	梅原 勤 副市長
中原 一博 教育長	江幡 治 総務部長
佐藤 啓 政策企画部長	岡部 芳雄 市民生活部長
塙 信夫 保健福祉部長	井坂 孝行 産業部長
鈴木 典夫 建設部長	荻津 一成 会計管理者
鈴木 則文 上下水道部長	福地 壽之 消防長
山崎 修一 教育次長	宇野 智明 秘書課長
植木 宏 総務課長	中村 弘 監査委員

事務局職員出席者

吉成 賢一 事務局長	関 勝則 次長兼議事係長
榊 一行 総務係長	

午前10時開会

○後藤守議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は21名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成25年第1回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○後藤守議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第81条の規定により

6番 平山晶邦議員 22番 宇野隆子議員

の両名を指名いたします。

諸般の報告

○後藤守議長 諸般の報告を行います。

初めに、議長会の経過についてご報告いたします。

去る1月23日、土浦市において茨城県市議会議長会が開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました報告書によりご承知願います。

次に、茨城県市議会議長会第2回議員研修会の議員派遣を12月議会で議決いたしておりましたが、報告については2月21日の全員協議会において報告がありましたとおりでございます。

次に、総務・文教民生・産業建設の各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所管事務調査報告書が議長宛て提出されております。なお、報告書につきましては、事務局に保管してありますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第122条の規定により、平成24年常陸太田市事務に関する説明書が配付されておりますとおりで提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告書が別紙写しのおりで提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、平成24年12月及び平成25年1月、2月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのおりで提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市長	大久保 太一 君	副市長	梅原 勤 君
教育長	中原 一博 君	総務部長	江幡 治 君
政策企画部長	佐藤 啓 君	市民生活部長	岡部 芳雄 君
保健福祉部長	埴 信夫 君	産業部長	井坂 孝行 君
建設部長	鈴木 典夫 君	会計管理者	荻津 一成 君
上下水道部長	鈴木 則文 君	消防長	福地 壽之 君

教育次長 山崎修一君 秘書課長 宇野智明君
総務課長 植木宏君 監査委員 中村弘君

以上、16名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○後藤守議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

○後藤守議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から3月22日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月22日までの18日間と決定いたしました。

日程第2 施政方針説明

○後藤守議長 次、日程第2、平成25年度施政方針について、市長より説明を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 本日、平成25年第1回の市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜りまして心から感謝申し上げます。今定例会は、平成25年度の当初予算案を初めといたしまして数多くの議案についてご審議いただくこととなりますが、市政運営に対する基本方針と新年度の施策概要を申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

昨年末、総選挙の結果誕生した安倍新政権におきましては、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「3本の矢」により、長引く円高、デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指す「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を閣議決定いたしました。新政権の発足以来、円安、株高傾向に反転し、景気の改善を示す動きも見られているところでございます。新政権には、震災復興、経済再生、外交など多くの課題が山積しておりますが、これらの解決に全力で取り組んでいただくことにより、経済の復興と安心して生活できる社会の実現が望まれるところでございます。

さて、私が市長に就任してから早いもので2期8年が経過しようとしています。これまで「市民目線」と「現場主義」を信条として、総合計画の描く将来像「～自然・歴史を活かし、人・地域がかがやく協働のまち～」の実現を目指し、市民の皆様と行政との協働によるまちづくりを進めてまいりました。しかしながら自治体を取り巻く社会環境は、少子・高齢化や人口減少、社会経済のグローバル化など大きな変革期を迎え、解決すべき課題も新たに発生しております。

とりわけ本市では、出生死亡による自然動態、転入転出による社会動態ともに減少傾向を続け、

少子化・人口減少が予想を上回るスピードで進行し、何としても歯止めをかけなければならない状況にあります。このため、少子化・人口減少対策を本市の最重要課題と位置づけ、子育て家庭への支援や企業誘致による雇用の確保など、市の将来を担う若者が定住し、安心して子育てできる環境づくりを進めてまいりました。平成24年度の人口動態では、出生と転入が若干ですが増加し、転出が減少する傾向が見られています。引き続き子育て家庭への支援の充実と若者定住の促進に努めるとともに、地域資源の磨き上げと活用による交流活動の充実、さらには若者に魅力ある市街地の整備などに積極的に取り組んでまいります。

もう一つの大きな課題は、震災からの復旧・復興です。一昨年3月11日に発生した東日本大震災では、本市も甚大な被害を受け、市民生活に大きな混乱をもたらしました。社会生活基盤の復旧や各施設の耐震化、被害を受けた方々への支援、原発事故による風評被害の払拭など、最優先で取り組んでまいりました。また、市民自らが取り組む防災活動と協働し、全ての市民が安全で安心して暮らすことができる環境づくりを進めてまいりました。平成25年度については、これらの取り組みを礎として、本市が大いに躍進する年となるよう、これまで以上に創意工夫を図りながら、市民の皆様とともにまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、新年度の施策概要について、本市の直面する最重要課題「少子化・人口減少対策」と優先課題「震災からの復旧・復興」からご説明申し上げます。

初めに、「少子化・人口減少対策」についてであります。

これまで子育て家庭への支援として、中学生までの医療費助成、第3子以降の保育園・幼稚園の保育料の無料化、新婚家庭への家賃助成などに取り組んできました。これらの取り組みを継続するとともに、市立幼稚園に就園する第3子以降の給食費の無料化にも取り組みます。

結婚の推進については、結婚相談センター「YOU愛ネット」を中心に、NPO法人や市内の各種団体との連携を図りながら事業の充実を図ります。また、次代を担う若者の定住を促進するため、新婚家庭家賃助成に加えて定住促進助成制度の見直しを行います。さらに、新婚家庭や子育て世帯等の若者にとって魅力ある民間賃貸住宅の建設を促進するための支援制度を創設いたします。また、少子化定住促進施策のPRを強化するため、市民による「子育て上手常陸太田推進隊」を結成し活動を開始したところでございます。

交流人口の拡大につきましては、平成23年から里美と金砂郷地区で地域協力活動に従事している「地域おこし協力隊」を増員し、水府地区にも配置することで地域資源の発掘や市内外への情報発信、交流人口拡大のため取り組みを推進いたします。

次に、「震災からの復旧・復興」についてであります。

未曾有の大災害である東日本大震災からまもなく2年が経過しようとしています。本市でもいまだその爪痕が残っておりますが、復旧・復興計画に基づきインフラの復旧、風評被害の払拭、防災・減災体制の強化など、復興に向けて着実に歩み続けています。

平成25年度につきましては、太田小、佐竹小、水府小、山田小学校の校舎、郡戸小、瑞竜中、水府中学校の屋内運動場を国の緊急経済対策に即応し、前倒しして耐震化工事を行います。また、郷土資料館の耐震化と金砂郷支所新庁舎の整備を進めるとともに、引き続き市役所本庁舎の耐震

化を図ります。また、防災拠点施設に食料・飲料水・毛布など計画的に分散配備するとともに、市役所本庁、生涯学習センター、北消防署に災害時の電源確保のための太陽光発電設備と蓄電池を整備します。さらに、水戸徳川家墓所、西山荘など文化財の災害復旧助成にも取り組んでまいります。

放射性物質除染対策につきましては、市民の安全・安心を守るため、引き続き「放射性物質除染計画」に基づき効果的に進めてまいります。また、子どもの健康への懸念と被害を最小限に抑えるため、国が生涯にわたって健康診断への必要な処置を講じる「原発事故子ども・被災者支援法」の対象地域に本県を指定するよう県・市長会を通じて国に要望いたしました。今後はその動向を注視してまいります。

続きまして、平成25年度の主要施策と新たな取り組みについて、総合計画の4つの基本目標に沿って順次ご説明申し上げます。

第1は、『輝く人をつくる』についてであります。

少子化の進行する中であって、なおも高まる保育事業に対応するため、市内に新たな民間保育園の開設を誘導します。利用者にとって利便性の高い立地場所への開設支援を行います。また、両親の就労等により放課後に保護者のいない児童に対する学童保育事業の未実施地区に放課後児童クラブを設置いたします。さらには、身近で気軽に子育てや相談のできる環境を充実させ、子育ての負担感や不安感を軽減するとともに、乳児を連れての外出を支援するなど社会全体で子育てを支え、命と育ちを大切にす環境づくりに努めます。

昨年度より実施の「ママと赤ちゃんの育児相談室」については、多胎児を持つ母親の相談コーナーを新たに新設し、子育て支援の拡充を図ります。また、未熟児養育医療給付事務が県より市へ移管されることから、これまで取り組んできました低体重児届け出事務と未熟児訪問事業との一体的な運用を図り、未熟児医療の充実を努めるなど、妊娠・出産から育児までの過程を一貫してサポートします。

「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」につきましては、子ども・子育て会議を設置することで市民ニーズを把握し、事業の需要見込量、供給体制の確保の内容、実施期間等を盛り込んだ計画として策定を始めます。

豊かな心の育成では、いじめ被害や不登校に至る可能性の高い児童生徒を早期に発見するため、「ハイパーQ Uテスト」を実施します。また、教育相談の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置や中学校の生徒会活動の活性化を目的に、学校づくり研修会を実施します。

教育環境の整備では、非構造部材による被害を防止するため、幸久小学校屋内運動場の天井撤去工事等を実施するとともに、統合を予定している里美地区統合小学校の建築工事と金砂郷地区統合中学校の実施設計を行います。

(仮称) 県北地区特別支援学校については、平成27年4月に旧瑞竜小学校へ一部開設が予定されておりますが、児童生徒の通学負担の軽減や知的障害のある児童生徒に対応した教育の充実等が図られるものと期待をしております。本市としては、施設の譲与や周辺市道の整備など、県と連携を図りながら積極的に支援をいたします。

4月に開設する西山研修所につきましては、青少年及び成人の豊かな人間形成を図るとともに、交流人口の拡大による活力ある地域づくりを推進します。また、施設との連携を図りながら、市民に親しまれる施設として運営をしてまいります。

スポーツ活動への支援につきましては、山吹運動公園少年野球場を改修し、利便性の高い施設にするとともに、西山研修所、「かなさ笑楽校」などと連携し、スポーツ合宿の誘致などにより、施設の利用促進と交流人口の拡大につなげてまいります。

第2は、『安らぎのある快適環境をつくる』についてであります。

住みなれた地域の中で、ともに支え合い、安心して暮らせるまちの実現を目指し、新たに策定した「地域福祉計画」に基づき、高齢福祉・障害福祉等の各種個別計画の施策を推進します。

特に、ひとり暮らし高齢者等の見守りにつきましては、要援護者支援システムの活用による在宅ケアチームの拡充と、昨年協定を締結した新聞配達店等の事業者との定期的な情報交換を行い、見守り体制の充実に努めます。また、災害時の避難行動に支援を必要とする高齢者や障害者等の個別の避難方法を定める「災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、自主防災会や民生委員、関係機関と連携して、安否確認や避難誘導等の支援活動が円滑に行える体制の充実に努めます。

要介護者への施設入所の待機者解消につきましては、新設の特別養護老人ホーム90床及び増設の40床が25年度中に完成し、利用開始の運びとなっております。

健康づくりにつきましては、体の健康づくりと並行して心の健康づくりを進めるため、これまでの精神保健相談や心の健康づくり講演会などに加え、命の門番とも位置づけられているゲートキーパーの養成に取り組みます。

新型インフルエンザ等については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を受けて、市町村に緊急事態宣言が発令されたときには、市町村長は直ちに対策本部を設置することになっております。設置に当たっては、事前に条例の制定が義務づけられております。「新型インフルエンザ等対策本部条例」を本定例会に提案させていただきました。今後、国において緊急事態宣言時の行動計画とガイドラインが示される予定であり、本市においても行動計画の作成を進めます。

国民健康保険では、特定健康診査の受診率向上を図るとともに、人間ドック・脳ドック健診費の助成を行い、病気の早期発見と生活習慣病予防のための特定保健指導を実施いたします。また、ジェネリック医薬品の利用促進など、医療費の削減を図るための医療費適正化対策を推進し、安心して医療が受けられるよう制度の健全な運用に努めてまいります。

医療福祉費の支給につきましては、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう妊産婦及び中学生までの医療費を引き続き助成してまいります。

後期高齢者医療制度では、運営主体の茨城県後期高齢者医療広域連合と連携して、制度の円滑な運用に努めます。また、健康診査や人間ドック・脳ドック健診費助成などの保健事業を継続して実施いたします。

道路整備につきましては、昨年7月には念願の鯨ヶ丘トンネルが開通いたしました。今後も国・県など関係機関と連携を図りながら、国道293号バイパス、国道461号水府里美間などの整備を進めてまいります。また、常陸太田南部幹線道路の早期供用を目指すとともに、市民生活に

欠かせない生活道路の整備を進めてまいります。

公共交通体系の整備では、これまで路線バスの運行維持や市民バス、予約型乗合タクシー、患者輸送バスの運行など、地域公共交通の充実に努めてきたところですが、それぞれの利用実態に即した効率的・効果的な運行が行われるようにスクールバス等も含めた運行方法の見直しやアクセス改善などを進めます。

JR水郡線の利用促進では、本市の基幹交通として維持確保していくために、多くの市民や地域団体と連携しながら取り組みを進めるとともに、谷河原駅西に駐車場を整備するなど利用環境の改善に努めます。

快適な居住環境づくりにつきましては、落合上水取水場、新設内田浄水場及び佐竹低区配水池築造工事と導水管、送水管の布設を継続するとともに、老朽配水管の耐震化を図ってまいります。また、簡易水道事業では、民地等に布設されている老朽配水管の布設がえを行います。

生活排水対策では、茨城県那珂川・久慈川流域別下水道総合計画にあわせて市の全体計画を見直し、公共下水道認可区域の拡大と佐竹南台団地への接続を行います。また、農業集落排水施設の適切な維持管理と市が設置・管理を行う戸別合併処理浄化槽の普及を図ります。

自然環境の保全と循環型社会の構築につきましては、地球温暖化対策や再生可能エネルギーの活用などを重要課題として、新たな環境基本計画を策定します。

森林バイオマスリサイクルセンターにつきましては、放射能汚染というこれまで経験したことのない特別な事由などにより、現状での運営が困難であることから事業を廃止することにいたしました。

情報基盤の整備と格差是正では、地上デジタル放送を暫定的な対策で視聴している難視聴地域の恒久的な対策や、光ファイバー網を活用した携帯電話不感地域の解消を、国並びに放送業者・通信業者と連携して進めてまいります。

災害に強いまちづくりでは、自主防災会が整備する防災資機材や備蓄食料等への支援を行うとともに、防災リーダーの育成とあわせて自主防災会の活動マニュアルの整備等を支援します。また、金砂郷地区の土砂災害ハザードマップの改定を行うなど、地域防災体制の整備を図ります。

地域防災計画（原子力災害対策計画編）につきましては、県の改定状況を見ながら段階的に見直しを図ってまいります。

消防防災体制については、消防救急無線のデジタル化に対応するため、県内17市町及び4つの一部事務組合により今年度中に協議会を立ち上げ、共同で消防救急無線及び指令センターの整備を進めます。また、地域防災のかなめである消防団の災害対応力の強化を図るため、消防団員OBによる機能別消防団員制度を導入するとともに、消防車両の更新、消防水利の設置を計画的に進めます。

救急医療体制の整備につきましては、多くの市民に対して心臓マッサージ等の応急手当の普及に努め、救命率の向上を目指します。また、救急患者が社会復帰できるよう地域の医療機関と連携、協力し、メディカルコントロール体制を強化するとともに、茨城県ドクターヘリの積極的な活用を図ってまいります。

第3は、『まちの元気をつくる』についてであります。

農業の振興につきましては、農業従事者の生産意欲と所得の向上を図るため、地域の特性や消費者、実需者ニーズ、市場動向などに応じた計画生産と販路拡大への支援を、県・JA等との連携により行ってまいります。

農業の担い手づくりについては、地域農業を支える担い手として、受託組織及び認定農業者の育成、確保に努めるとともに、「人・農地プラン」を策定し、拡大意欲のある生産者や新規就農者への支援と組織化を図ります。また、国・県補助を活用し、担い手が必要とする農業機械の整備促進を図ります。

農村環境の保全では、中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全対策事業の実施により、地域が一体となって耕作放棄地の発生防止と解消を図る取り組みを推進します。また、有害鳥獣等による農作物の被害防止対策として、市捕獲隊との連携強化を図り効率の良い駆除に努めるとともに、駆除に頼らない自らが防御する体制づくりもあわせて進めます。

林業の振興につきましては、市森林組合等と連携を図り、継続となる森林湖沼環境税を活用して、森林の回復と育成、林業の発展を図るための緊急間伐を実施するとともに、森林バイオマス燃料を使用する火力発電施設の誘致に努めてまいります。

畜産業では、円安による輸入飼料の高騰や米の生産調整対策として、飼料用作物の生産拡大と堆肥の利用拡大を進め、循環型農業の振興を図ってまいります。

雇用の振興につきましては、県補助金を活用した雇用対策事業に取り組み、国・県等関係機関と連携を図りながら市民の雇用拡大と地域経済の活性化を図ってまいります。

企業誘致につきましては、積極的な企業誘致活動を展開し、優良企業の誘致と立地企業のフォローアップに努め、若者の雇用の場の確保と立地企業従業員の定住に向けた支援を推進します。また、立地企業トップ等による企業間ネットワークを構築し、立地企業間による取引のあっせん等を図ってまいります。

地産地消の推進につきましては、直売所、量販店、地産地消推進店などの地場産物の利用拡大を進めるとともに、地場産物を活用した加工品や商品等の開発、商品化に向けた取り組みへの支援を進めてまいります。また、JA茨城みずほ及び地域の農業生産団体と連携して、学校給食への地場産野菜等の利用拡大を図るとともに、常陸太田市産コシヒカリを使用した米粉パンを提供し、地元産米の消費拡大と安全・安心な給食を進めます。

地域資源のブランド化につきましては、特産品認証制度を活用した認証品の拡充、PR、あるいは常陸太田市産コシヒカリ・常陸秋そば・ブドウ・梨等の生産振興や品質向上、誘客促進等の強化を図るなど、生産者と連携したブランディング化を進め、本市産品の認知度向上と有利販売につながる取り組みを進めます。

複合型交流拠点施設につきましては、震災後の状況等を踏まえた現計画検証調査結果の分析と、再開に向けた取り組みを進めてまいります。

商工業の振興につきましては、自治金融等の融資枠拡大や融資期間を延長するなど、融資制度の充実を図ります。また、プレミアム付商品券補助事業についても、震災復興に向けて引き続き

支援してまいります。

体験・滞在型観光の推進につきましては、グリーンふるさと振興機構や市観光物産協会と連携して、地域資源を生かした農業体験や田舎体験による常陸太田ツーリズムを推進します。また、来訪者ニーズに応えられるようなプログラムの充実と受け入れ体制の整備を推進いたします。

歴史資源の保護と活用につきましては、西山荘を国指定文化財とするための調査を進めるとともに、指定文化財の整備を計画的に進めます。また、市内に点在する遺跡等の調査や文化財に親しんでいただくための文化財スタンプラリー、指定文化財の集中公開を地域や学校と連携して行います。

観光資源の環境整備とネットワーク化につきましては、観光施設や周辺環境の整備を進めるとともに、観光業者や商業者、農業者等との連携を強化し、自然や歴史・文化、特産物などの地域資源を組み合わせる周遊性のある滞在型観光を推進します。また、インタープリターや観光ガイドの人材の育成を含めた受け入れ体制の整備にも取り組んでまいります。

広域連携と交流の推進につきましては、大分県臼杵市との間で先月27日に「災害時の相互援助協定書」に調印いたしましたが、今後は「交流促進協定書」に掲げる項目を着実に実行し、姉妹都市の提携につなげてまいります。

第4は、『まちづくりの推進のために』についてであります。

地域協働の推進と市民参画による行政運営につきましては、市民の自立的活動の育成を図るため、市民提案型まちづくり事業を初め、公用車・備品貸出し事業、市民活動保険制度、地域集会所整備事業による支援を行います。また、地域の維持再生及び住民自治の充実強化を図るため、地域における活動団体や町会組織が連携し、横断的な意見交換や情報の共有化を図りながら一体となって活動する地域コミュニティの組織づくりを地域の方々と協議しながら進めてまいります。

また、行政情報や観光イベント情報、災害情報などを市民によりわかりやすくスピーディに伝えるため、広報紙やホームページ内容の充実強化を図るとともに、昨年からは開始したフェイスブック、ツイッターなどのソーシャル・ネットワーキング・サービスやメール一斉配信などを活用し、より積極的な情報発信を進めるなど情報発信機能の充実を図ってまいります。

産学官連携につきましては、平成24年度から茨城大学・茨城キリスト教大学・常磐大学の3大学共同による地域連携地域づくりに取り組んでいますが、大学生が地域の皆さんと一緒に課題解決や地域おこし活動を実践することは、地域の活性化や人材育成につながるものとして積極的に支援してまいります。

行政組織の再編につきましては、より効率的・効果的な行政サービスの提供を図るとともに、各種施策を推進するため組織の見直しを行います。

職員の資質向上では、国及び県に実務研修生として職員を派遣するほか、自治大学校を初め、中央アカデミー研修や特別研修、OJTなど各種研修を行い、資質及び能力の向上に努めます。また、管理職員の労務管理研修を徹底しながら、第2次定員管理適正化計画に基づき、職員数の抑制を図ってまいります。

また、保育事業の効率化や市民ニーズへの柔軟な対応を図るため、公立保育園への指定管理者

制度の導入と公立保育園の再編，整備を進めてまいります。

自立性・自主性の高い財政運営につきましては，市税の適正な課税に努めるとともに，使用料等についても受益者負担の原則，公平性の観点から収納に努めるなど，市税等収納対策本部を中心として関係部課が連携し，法的措置を執るなど財源の確保を図ってまいります。

健全な財政運営につきましては，合併算定がえの終了による地方交付税の段階的な減額が見込まれ，財政状況が一段と厳しくなることが想定されます。それらに対応した自主財源の確保と事務事業の見直しを行ってまいります。

続きまして，平成25年度当初予算案の概要について申し上げます。

国の予算は「15カ月予算」の考え方で，今年度の大型補正予算と平成25年度予算を合わせ，切れ目のない経済対策を実行するとされています。

平成24年度補正予算については，「復興・防災対策」「成長による富の創出」「暮らしの安心・地域活性化」を柱に13兆1,054億円が計上され，先月26日に可決，成立されました。それに続く平成25年度一般会計予算は，92兆6,115億円，前年度比2.5%の増となっております。

一方，茨城県の平成25年度一般会計予算は，1兆784億6,500万円，前年度比2.6%の減で，社会資本の復旧が峠を過ぎたことに伴い震災関連費用が減ったことが主な要因でございます。復興と防災の強化を重視し，国の「15か月予算」と連動し，経済，雇用対策にも力を入れた予算とされております。

本市の平成25年度の予算規模は，一般会計231億3,200万円，前年度との比較では8億2,400万円，3.4%の減であります。東日本大震災に起因する災害復旧事業や被災者支援の減額，第2次定員適正化計画や事務事業の見直しによる人件費・公債費・物件費などの削減を図ったことがその要因でございます。

なお，新年度に予定していた小中学校の耐震化事業や道路整備事業など13億8,600万円につきましては，国の経済対策を踏まえて前倒しし，今定例会に補正予算として提案をさせていただきました。

特別会計は，7会計の総額136億6,326万3,000円，前年度と比較しますと1億1,327万3,000円，0.8%の増でございます。

公営企業会計につきましては，2会計の総額が33億1,390万3,000円，前年度と比較しますと1億7,482万円，5.0%の減でございます。

各会計の総額は401億916万6,000円，前年度との比較では8億8,554万7,000円，2.2%の減となっております。

以上，平成25年度の主要施策と予算概要についてご説明申し上げましたが，本市が抱える課題に積極的に取り組み，着実な歩みを重ねてまいる覚悟でありますので，議員各位を初め，市民の皆さんの温かいご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

最後に，今定例会に提案しております案件でございますが，専決処分報告1件，条例の制定7件と一部改正14件，茨城消防救急無線・指令センター運営協議会設置に関する協議1件，指

定管理者の指定1件、補正予算9件と当初予算10件、合わせて43件でございます。

なお、会期中に人事案件2件を追加提案する予定でございます。各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに副市長及び担当部長からご説明させていただきます。各議案とも慎重にご審議の上、原案のとおり承認と可決、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○後藤守議長 説明は終わりました。

日程第3 報告第1号

○後藤守議長 次、日程第3、報告第1号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案案件の説明を求めます。副市長。

〔梅原勤副市長 登壇〕

○梅原勤副市長 提案者にかわりましてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきます。報告第1号専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成25年3月5日報告、市長名でございます。

2ページをお開きいただきます。専決処分書の写しでございます。東日本大震災に伴う災害ごみの運搬処分業務において、環境政策課職員が行った不適切な事務処理に対する管理監督責任と市民に対する謝罪並びに社会的信用の回復に資することを目的に、市長及び副市長の給料を減額することに伴い、公布の日から下記の条例を施行し、平成25年2月1日から適用する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の条例を次のとおり専決処分する。記、常陸太田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、平成25年2月8日、市長名でございます。

4ページをお開きいただきます。改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明をいたします。市長、副市長の平成25年2月及び3月の給与月額から100分の10に当たる額を減額するため、附則第7項を追加するものでございます。

以上でございます。

○後藤守議長 説明は終わりました。

日程第4 議案第1号ないし議案第23号

○後藤守議長 次、日程第4、議案第1号常陸太田市指定地域密着型サービスの事業に関する条例の制定について、議案第2号常陸太田市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する条例の制定について、議案第3号常陸太田市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議案第4号常陸太田市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、議案第5号常陸太田

市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第6号常陸太田市都市公園移動等円滑化に関する基準を定める条例の制定について、議案第7号常陸太田市道路移動等円滑化に関する基準を定める条例の制定について、議案第8号常陸太田市遺児手当支給条例の一部改正について、議案第9号常陸太田市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について、議案第10号常陸太田市心身障害児福祉手当支給条例の一部改正について、議案第11号常陸太田市敬老祝金支給条例の一部改正について、議案第12号常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、議案第13号常陸太田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、議案第14号常陸太田市東日本大震災被害対策支援金等支給条例の一部改正について、議案第15号常陸太田市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部改正について、議案第16号常陸太田市企業等立地促進条例の一部改正について、議案第17号常陸太田市都市公園条例の一部改正について、議案第18号常陸太田市消防団の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、議案第19号常陸太田市立幼稚園設置条例の一部改正について、議案第20号常陸太田市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第21号常陸太田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第22号茨城消防救急無線・指令センター運営協議会設置に関する協議について、議案第23号常陸太田市公の施設にかかわる指定管理者の指定について、以上23件を一括議題といたします。

提案案件の説明を求めます。副市長。

〔梅原勤副市長 登壇〕

○梅原勤副市長 それでは、説明をさせていただきます。

議案書5ページをお開きいただきます。議案第1号常陸太田市指定地域密着型サービスの事業に関する条例の制定について、常陸太田市指定地域密着型サービスの事業に関する条例を次のように制定するものです。平成25年3月5日提出、市長名。

提案理由ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成23年5月2日に公布、平成24年4月1日から施行されたことに伴い、本条例を制定するものでございます。

地域密着型サービス事業につきましては、平成18年度に市に事業所の指定権限及び指定後の指導監督権限が付与されまして、新たに創設されたサービスでございます。このうち本条例では、要介護者を対象とする事業者の指定に関する基準や指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に必要な事項を定めるものでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。第1条は、ただいま申し上げました条例の趣旨でございます。第2条は定義、第3条は特別養護老人ホームの入所定員を29人以下にすること、第4条は申請者の資格を法人とすること、第5条は利用者の立場に立ったサービスの提供など、一般原則の基準を定めるものでございます。

第6条から第14条では、各指定地域密着型サービスの運営についての基本方針を定めるものでございます。第15条は規則への委任を定めるものでございます。

なお、参考として11ページから115ページまで施行規則を添付してございます。

続きまして、116ページをお開きいただきます。議案第2号常陸太田市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する条例の制定について、常陸太田市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する条例を次のように制定するものです。平成25年3月5日提出、市長名。

提案理由ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成23年5月2日に公布、平成24年4月1日から施行されたことに伴い、本条例を制定するものでございます。

本条例は、地域密着型サービスのうち、介護予防に関する定めでございます。要支援者を対象とする事業者の指定に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営等に関する基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関し必要な事項を定めるものでございます。

117ページをお開きいただきます。第1条は趣旨でございます。ただいま申し上げましたとおり、要援護者を対象とすることを定めてございます。第2条は定義、第3条は申請者の資格、第4条は利用者の立場に立ったサービスの提供など、一般原則の基準を定めるものでございます。

第5条から第7条では運営についての基本方針を定めるものでございます。第8条では規則への委任を定めるものでございます。

参考といたしまして、119ページから164ページまで施行規則を添付してございます。

続きまして、165ページをお開きいただきます。議案第3号常陸太田市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、常陸太田市新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように制定するものとする。平成25年3月5日提出、市長名。

提案理由でございますが、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が平成24年5月11日に公布、1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることに伴い、本条例を制定するものでございます。

116ページをお開きいただきます。第1条は本条例の趣旨でございます。 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、常陸太田市新型インフルエンザ等対策本部を設置するための必要な事項を定めるものと明示してございます。第2条は対策本部の組織、第3条は会議についての定めでございます。第4条は、必要に応じて部を設置することができることについての定め、167ページの第5条は委任規定となっております。

附則で、本条例は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の施行される日から施行するものであることを定めてございます。

続きまして、議案書168ページをお開きいただきます。議案第4号常陸太田市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、常陸太田市道の構造の技術的基準等を定める条例を次のように制定するものとする。平成25年3月5日提出、市長名。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成23年5月2日に公布され、平成24年4月1日から施行されたことに伴い、本条例を制定するものでございます。

本条例は道路法の規定に基づき、常陸太田市道を新設、改築する場合における市道の構造の技術的基準及び市道に設置する道路標識の寸法を定めるものでございます。

内容といたしましては、169ページをお開きいただきます。第1章の総則の第1条から第4章の44条まででございます。第1条はただいま申し上げました条例の趣旨、第2条は用語の定義、171ページの第3条から187ページの第42条までは、市道の構造の技術的基準であります。道路区分や歩道などの基準を定めるものでございます。

188ページをごらんいただきます。第43条でございますけれども、市道に設置する道路標識の寸法の特例などの基準を定めるものでございます。第4章が委任規定でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するとしてございます。189ページから191ページまで、参考といたしまして施行規則を添付してございます。

続きまして、192ページをお開きいただきます。議案第5号常陸太田市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてでございます。常陸太田市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を次のように制定するものとする。平成25年3月5日提出、市長名。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成23年5月2日に公布され、平成24年4月1日から施行されたことに伴い、本条例を制定するものでございます。

193ページをお開きいただきます。第1章総則の第1条でございますけれども、条例の趣旨でございます。本条例は河川管理施設等構造令の規定に基づき、常陸太田市が管理する準用河川の河川管理施設または工作物の新設等の許可を受けて設置される工作物のうち、堤防、その他主要なものの構造について、河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものでございます。

ちなみに本市が準用河川に指定して管理している河川は、赤土町の赤土川と東染町の染川の2河川でございます。

194ページの第2章から200ページの第7章までは、堤防や橋などの主要な構造物の一般的技術的基準を定めてございます。

201ページの第8章雑則では、適用除外規定と特例規定を定めてございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

参考といたしまして、施行規則を189ページから191ページにかけて添付してございます。

続きまして、202ページをお開きいただきます。議案第6号常陸太田市都市公園移動等円滑化に関する基準を定める条例の制定についてでございます。常陸太田市都市公園移動等円滑化に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。平成25年3月5日提出、市長名。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成23年8月30日に公布され、平成24年4月1日から施行されたことに伴い、本条例を制定するものでございます。

本条例は、高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律に基づき、常陸太田市都市公園において不特定かつ多数の者が利用して、主として高齢者、障害者等が利用する園路や広場、トイレといった12の特定公園施設のバリアフリー化を推進することにより、都市公園を訪れる

高齢者や障害者がより安心して施設を利用できるよう基準を定めるものでございます。

203ページをお開きいただきます。第1条はただいま申し上げました目的でございます。第2条は用語の定義、第3条は例外規定でございます。第4条から210ページの第13条までは、特定公園施設における移動等の円滑化に関する基準を定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものとしてございます。

続きまして、211ページをお開きいただきたいと思います。議案第7号常陸太田市道路移動等円滑化に関する基準を定める条例の制定について、常陸太田市道路移動等円滑化に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。平成25年3月5日提出、市長名。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成23年8月30日に公布され、平成24年4月1日から施行されたことに伴い、本条例を制定するものでございます。

本条例は、議案第6号と同じように、高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律に基づき、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で利用する特に生活関連施設と駅やバスターミナルを結ぶ経路といったバリアフリー化の必要性が高い経路について特定道路に指定し、道路のバリアフリー化を推進することにより、高齢者や障害者がより安心して利用できるよう基準を定めるものでございます。

212ページをお開きいただきます。第1条は目的、第2条は用語の定義でございます。

213ページ、第3条から222ページの第33条までは、特定道路の移動等の円滑化に関する基準でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものとしてございます。

続きまして、224ページをお開きいただきたいと思います。議案第8号常陸太田市遺児手当支給条例の一部改正について、常陸太田市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成25年3月5日提出、市長名。

提案理由でございますが、本手当の支給対象に外国人を加えるため、本条例の一部改正を行うものでございます。内容につきましては、226ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。

児童手当、児童扶養手当等の国の制度による児童諸手当は、国内に居住する外国人も受給できるように既に国籍要件が撤廃されているところでございますが、このたび外国人登録原票が廃止され、住民基本台帳に外国人も登録されたことにより、本市においても第3条の「日本国民」の要件を削るものであります。

225ページに附則がございまして、施行日を平成25年4月1日としてございます。

続きまして、227ページをお開きいただきます。議案第9号常陸太田市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について、常陸太田市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成25年3月5日提出、市長名。

提案理由でございますが、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布され、平成25年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、229ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。「障害者自立支援法」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められたため、第1条中、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。

228ページに附則がございます。施行日を平成25年4月1日としてございます。

続きまして、230ページをお開きいただきます。議案第10号常陸太田市心身障害児福祉手当支給条例の一部改正について、常陸太田市心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成25年3月5日提出、市長名。

提案理由でございます。本手当の支給対象に外国人を加えること及び居住要件を緩和するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、232ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。特別児童扶養手当、障害児福祉手当等の国の制度による児童諸手当は、国内に居住する外国人も受給できるように既に国籍要件が撤廃されているところでございます。外国人登録原票が廃止され、住民基本台帳に外国人も登録されることになったこと及び居住要件の緩和により第3条中、「日本国民で本市に引き続き1年以上」を「本市」に改めるものでございます。

231ページに附則がございます。施行日を公布の日とするものでございます。

233ページをお開きいただきます。議案第11号常陸太田市敬老祝金支給条例の一部改正について、常陸太田市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成25年3月5日提出、市長名。

提案理由でございますが、支給対象者を見直すため本条例の一部改正を行うものでございます。現在、本市におきましては、高齢化率が本年1月1日現在で30.9%となり、平均寿命は平成22年現在の県平均で男性が79.09歳、女性で85.83歳となっております。また、今後さらに高齢化が進むことから、高齢者の生きがいを初めとする介護など高齢者の多様な福祉サービスの向上、充実を図ることが一層期待されているところでございます。こうしたことを踏まえまして、今回敬老祝い金の支給対象年齢を見直すものでございます。

具体的には235ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第2条第1号におきまして、支給対象者の年齢「80歳」を削り、第3条の表中「80歳に達する者」の項を削るものでございます。

234ページに附則がございます。平成25年4月1日から施行することとしております。

続きまして、236ページをお開きいただきます。議案第12号常陸太田市医療福祉費の支給に関する条例の一部改正について、常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成25年3月5日提出、市長名。

提案理由でございますが、未熟児に対する医療福祉費の支給に係る入院自己負担金相当額を支

給するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、平成25年度からの未熟児養育医療の茨城県から市町村への権限移譲に伴い、「母子保健法」第6条第6項に規定する未熟児で医師が入院養育を必要と認めた者に対し、医療福祉費から控除される入院自己負担金相当額を支給するものでございます。

なお、入院自己負担金相当額は1日につき300円、同一月に同一の保健医療機関において3,000円が限度となっております。

238ページをお開きいただきます。新旧対照表でございます。第4条の2としまして、控除額の支給の規定を加えるものでございます。

237ページに附則がございます。附則の1で、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。附則の2では、この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給につきましては、従前の例によることとするものでございます。

続きまして、239ページをお開きいただきます。議案第13号常陸太田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございます。常陸太田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成25年3月5日提出、市長名。

提案理由でございますが、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令が平成25年1月17日に公布、同日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。具体的には、法律の改正に伴う引用条項の改正でございます。

241ページをお開きいただきます。新旧対照表でございますが、附則第4項中の平成24年特別令第14条第7項を平成23年特別令第4条第8項へ改正するものでございます。

240ページの附則でございますが、公布の日から施行するものとしてございます。

242ページをお開きいただきます。議案第14号常陸太田市東日本大震災被害対策支援金等支給条例の一部改正についてでございます。常陸太田市東日本大震災被害対策支援金等支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成25年3月5日提出、市長名。

提案理由でございますが、支援金制度を1年間延長するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

244ページに新旧対照表がございます。附則の第2項中、条例の執行日を平成25年3月31日から平成26年3月31日へ1年間延長して、まだ修繕を終えてない方に対し配慮するものでございます。

243ページの附則でございますが、公布の日から施行するものとしてございます。

続きまして、245ページをお開きいただきます。議案第15号常陸太田市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部改正について、常陸太田市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成25年3月5日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、融資保証をあっせんする融資機関及び融資限度額を見直すため、本条例の一部を改正するものでございます。このことにつきましては、茨城県信用保証協会におきまして、中小企業者の金融の一層の円滑化を図るため、市町村中小企業金融制度について、自治

金融における運転資金の最高限度額をこれまでの500万円から1,000万円に改めるとともに、振興金融、自治金融の運転資金の保証期間をこれまでの5年からおの7年に改める改正を行い、平成24年4月1日から実施するものでございます。本市におきましても、この制度改正にあわせまして地元中小企業者の事業や資金繰りの安定に資するため、市条例の一部を改正するものでございます。

248ページに新旧対照表がございます。振興金融、自治金融の運転資金及び設備運転併用資金の融資期限を5年から7年に改めるとともに、自治金融の運転資金における融資限度額を500万円から1,000万円に改めるものでございます。

247ページの附則におきまして、平成25年4月1日から施行することとしてございます。

続きまして、249ページをお開きいただきます。議案第16号常陸太田市企業等立地促進条例の一部改正について、常陸太田市企業等立地促進条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成25年3月5日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、奨励措置の適用要件の見直し等をするため、本条例の一部改正を行うものでございます。この条例が定める指定産業地域及び工業系地域についてでございますけれども、この中で工業系地域につきましては、「都市計画法」に規定する工業地域として、本市におきましては、日立都市計画区域の用途地域が1カ所ございます。この地域につきましては、現在民家が建っておりまして、企業等の立地や拡大再投資が困難となっておりますことから、このたび工業地域を規定する指定を廃止し、「工業系地域」の項を削除する改定を行うものでございます。

また、平成19年4月に企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が成立したことに伴い、県北の9市町村で組織する県北地域産業活性化協議会が設立され、茨城県県北地域基本計画を策定してございます。物づくり企業等の環境の変化から地域の特性等を勘案して新たに目指す産業集積を分野ごとに整理し、集積形成と活性化が図られるよう新たな計画を策定し、現在、平成25年4月1日の施行に向け手続が進められているところでございます。本市におきましても、これらにあわせまして本条例の奨励措置の適用条件を県北地域産業活性化計画と同様の指定集積業種として新たな企業立地の促進を図ろうとするものでございます。

252ページに新旧対照表がございますけれども、第1条の目的及び第2条の定義からただいま申しました理由で「工業系地域」を削除いたします。

続きまして、253ページをお開きいただきます。現行の第3条第5号から指定産業地域に立地または拡大再投資を行う企業等の業種を「企業立地促進法」に基づき、国の同意を得た基本計画における指定集積業種とするとともに、工業系地域に係る文言を削除するものでございます。この国の同意を得た基本計画における指定集積業種というのは、先ほども申し上げました県北地域基本計画ということでございます。

続きまして、第4条第2号の企業等拡大再投資奨励金につきましては、奨励金をこれまで当該家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額としていたものでございますけれども、

新たに土地に係る固定資産税相当額を含めまして固定資産と改めるものでございます。

250ページの附則におきまして、平成25年4月1日から施行するものとしてございます。

255ページをお開き願います。議案第17号でございます。常陸太田市都市公園条例の一部改正について、常陸太田市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成25年3月5日提出、市長名。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成23年8月30日に公布され、平成24年4月1日から施行されたこと等に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正の主な内容についてでございますが、都市公園法に基づきまして、都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準について定めるものでございます。あわせて山吹運動公園体育施設の一部更新等に伴い条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、263ページの新旧対照表でご説明させていただきます。

まず、都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準を新たに追加するため、現行の第2条の全部を改正いたします。改正案の第2条は、用語の定義、同じく第2条の2は都市公園の整備目標の追加です。

この目標ですけれども、本市の特徴である豊かな自然を生かし、市民に安らぎや潤いを感じられる空間づくりを目指すため、常陸太田市区域内の住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準を10平方メートル以上とするとともに、市街地の住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準も10平方メートル以上と定めるものでございます。第2条の3は、都市公園の配置及び規模の基準の追加でございます。

164ページをお開きいただきます。第2条の4は、都市公園施設の建築面積の基準の追加でございます。第2条の5は、運動施設などといった公園施設の建築面積の特例の追加でございます。

165ページは、第2条の改正に伴い、7条中別表第2を別表第1に改めるものでございます。別表に参りまして、改正案の別表第1につきましては、現行別表第1の公園名「山吹運動公園」を加えるとともに、現行別表第2の「水泳プール」の項を削除し、別表第1といたします。

266ページをお開きいただきます。現行の別表第3につきましては、占用料を規定してございますが、行政財産使用料徴収条例及び道路占用条例を準用するものと改めまして、同表を別表第2といたします。現行の別表第5は、水泳プールを廃止しますので削除いたします。

267ページをお開きいただきます。現行の別表第6を別表第4に改めます。現行の別表第7につきましては、市民体育館内施設の使用料でございますが、改修工事によりステージを廃止し、ミーティング室を設置しましたので、時間帯により使用料を定めることといたします。

なお、ミーティング室の使用料につきましては会議室と同額とし、同表を別表第5に改めます。

268ページの現行の別表第8は別表第6に、また、次の269ページの現行の別表第9は、別表第7に改めます。現行の別表第10でございますけれども、運動広場の規定ですが、文言の整理と新たに拡声器について追加し、別表第8に改めます。

262ページに附則がございますが、この条例は平成25年4月1日から施行することとしてございます。

続きまして、270ページをお開きいただきます。議案第18号常陸太田市消防団の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、常陸太田市消防団の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成25年3月5日提出、市長名。

提案理由でございますが、新たに機能別消防団員を導入することで、消防団の機能拡充を図るため、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、273ページから274ページにかけて新旧対象がございます。ご説明させていただきます。

本条例第2条に1項を加え、現団員を基本団員とし、災害時に限り活動する機能別消防団員を置くことができるとしたものでございます。

次に、新たに第17条を加えまして、この条例の施行に関し必要な事項は市規則で定めることとしてございます。

次に、別表第1に機能別消防団員の報酬額を加えたものでございます。

最後に様式第1号ですが、消防団員推薦者の様式に「基本団員」「機能別消防団員」の文言を加え、さらに「消防団員前歴」の欄を加えたものでございます。

275ページをお開きいただきます。議案第19号常陸太田市立幼稚園設置条例の一部改正についてでございます。常陸太田市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成25年3月5日提出、市長名。

提案理由でございますが、常陸太田市立郡戸幼稚園を廃止するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、277ページの新旧対照表で、常陸太田市立郡戸幼稚園を廃止するため、別表から同幼稚園の名称及び位置を削るものでございます。

276ページの附則で、本条例は平成25年4月1日から施行することとしてございます。

続きまして、278ページをお開きいただきます。議案第20号常陸太田市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、常陸太田市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正する条例を次のように制定するものとする。平成25年3月5日提出、市長名。

提案理由でございます。大方運動公園を新設するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、280ページをごらんいただきます。別表第1、運動公園の名称及び位置の表中、常陸太田市大里ふれあい広場の次に、常陸太田市大方運動公園、常陸太田市大方町2511番地を追加いたします。別表第2、使用料の表中、大里ふれあい広場の次に大方運動公園を追加し、使用料は市内の者が使用する場合は無料、市外の者が使用する場合は530円とします。

279ページに附則がございますが、平成25年4月1日から施行することとしてございます。

281ページをごらんいただきます。議案第21号常陸太田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、常陸太田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成25年3月5日提出，市長名。

提案理由でございますが、町田弓道場の老朽化に伴い、本施設を廃止するため本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、283ページの新旧対照表でございますが、別表第1及び別表第2の表中、常陸太田市町田弓道場に係る部分を削除いたします。

282ページに附則がございますが、この条例は平成25年4月1日から施行することとしてございます。

続きまして、284ページをお開きいただきます。議案第22号茨城消防救急無線・指令センター運営協議会設置に関する協議について、消防救急無線及び消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行するため、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を設置するものとする。平成25年3月5日提出，市長名。

提案理由でございますが、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を設置する必要があるもので、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、285ページから289ページが茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約となっております。第1条は設置について、第2条は協議会を構成する市町及び一部事務組合について、第3条は協議会に関する事務について、第4条は協議会の事務所、第5条は組織、以下第25条までございまして、役職員や会議の招集、あるいは運営並びに経費の支弁の方法、歳入歳出予算、決算や財産に関する事項等を定めてございます。

附則といたしまして、1は施行期日、2は経過措置を規定してございます。

290ページをお開きいただきます。議案第23号常陸太田市公の施設にかかわる指定管理者の指定についてでございます。常陸太田市西山研修所の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定に基づき、指定管理者を次のとおり指定するものとする。平成25年3月5日提出，市長名。

記、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、常陸太田市西山研修所。指定管理者となる団体の名称は、首都圏建物サービス協同組合。指定の期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日まで。

提案理由でございますけれども、地方自治法第244条の2第6項の規定により、常陸太田市西山研修所の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○後藤守議長 説明は終わりました。

日程第5 議案第24号ないし議案第32号

○後藤守議長 次、日程第5、議案第24号平成24年度常陸太田市一般会計補正予算（第10

号)について、議案第25号平成24年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、議案第26号平成24年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、議案第27号平成24年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算(第3号)について、議案第28号平成24年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、議案第29号平成24年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第30号平成24年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第31号平成24年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、議案第32号平成24年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第3号)について、以上9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

[梅原勤副市長 登壇]

○梅原勤副市長 それでは、説明をさせていただきます。

別冊の横長のつづり、1ページをお開きいただきます。議案第24号平成24年度常陸太田市一般会計補正予算(第10号)。平成24年度常陸太田市一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,664万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ253億7,680万1,000円とする。第2条が繰越明許費の補正、第3条が債務負担行為の補正、第4条が地方債の補正でございます。平成25年3月5日提出、市長名。

13ページをお開きいただきます。事項別明細により説明をさせていただきます。

歳入でございます。1款市税の補正でございますが、これまでの実績から、1項市民税、2項の固定資産税、4項市たばこ税、7項都市計画税についての補正を行っております。

14ページをお開きいただきまして、13款使用料・手数料でございますが、資源ごみの無料回収に伴い、ごみ袋代金を減額いたしました。

14款1項1目民生費国庫負担金でございますが、民生費の歳出減に伴い、2,958万3,000円を減額しております。2目教育費国庫負担金につきましては、国の補正予算に伴い、里美地区統合小学校建築事業費負担金7,242万8,000円を計上いたしました。また、国の補正予算に伴うものとしまして、2項4目土木費国庫補助金において、社会資本整備総合交付金、道整備交付金などを増額しております。

15ページの5目消防費国庫補助金につきましては、庁舎耐震化事業などの補助金が確保できることから、社会資本整備総合交付金、全国防災分として5,225万円を計上してございます。

6項教育費国庫補助金におきましても、国の補正予算により耐震化事業の財源を見込んだものでございます。

15款県支出金につきましては、歳出予算の減額や補助金の確定などにより補正をいたしました。

17ページをお開きいただきます。18款2項基金繰入金の補正でございますが、歳入の増額と事業の確定などにより歳出が減額となることから、財政調整基金などの繰り入れを減額するも

のでございます。

18ページでございます。20款諸収入の4項3目雑入の補正につきましては、消防無線デジタル化などの財源として市町村振興協会交付金3,133万1,000円、平成23年度に委託しておりました震災ごみの処分委託に係る請負事業者からの返還金2,052万7,000円などを計上してございます。

19ページにかけて市債でございますが、1目総務債の補正1億7,100万円の減額につきましては、庁舎耐震化改修事業に係る社会資本整備総合交付金が増額となったことから市債を減額するものでございます。また、国の補正予算など歳出予算の増額により、5目の教育債、6目の過疎対策事業債、7目の合併特例事業債を補正してございます。

次に、歳出でございます。

今回の補正予算には、各事業の内容、数量等の確定あるいは契約差金、基金利子を積み立てるもの、その他制度の確定などによるものが主な内容でございますので、国の補正予算など大きく増減するものを中心に説明させていただきます。

20ページをお開きいただきます。2款1項1目の一般管理費の3節ですが、退職手当特別負担金5,262万9,000円の補正につきましては、当初定年退職者11名分を見込んでおりましたが、勸奨退職7名分の経費を追加するものでございます。

21ページの3目財政管理費でございますが、財政調整基金積立金2,800万円につきましては、市町村振興協会からの防災行政無線デジタル化に係る交付金を次年度以降の財源として基金に積み立てるものでございます。減債基金3,770万9,000円の補正につきましては、将来の償還財源として積み立てを行うものでございます。5目の財産管理費の15節庁舎耐震化工事の補正8,940万円の減額につきましては、当初予定していましたプレハブ庁舎のリースを取りやめたことによるものでございます。

23ページをお開きいただきます。16目諸費でございますが、新婚家庭家賃助成事業の補正につきましては、対象者の増加から881万4,000円を増額してございます。23節償還金利子及び割引料4,890万3,000円の補正につきましては、災害ごみ処理事業やまちづくり交付金事業など精算による補助金を国・県に返還するものでございます。

4款衛生費の2項7目環境衛生費の補正でございますが、28ページをお開きいただきます。24節投資及び出資金の補正減額につきましては、上水道統合事業による事業費が確定したことから3億3,020万円を減額したものでございます。

33ページをお開きいただきます。7款2項2目道路維持費の補正でございますが、国の補正予算に伴い、市道の補修を行うものとして13節委託料に800万円、15節の工事請負費に1億4,700万円を計上してございます。

34ページでございますが、同じく国の補正予算を活用するものとしまして、3目里野宮白羽線など道路新設改良舗装工事、4項3目公園費に山吹運動公園の遊具の撤去更新工事3,500万円、6項1目住宅管理費の市営住宅修繕工事4,410万円などを予算化したいたしました。

37ページをお開きいただきます。9款教育費2項小学校費3目学校建設費の15節工事請負

費の補正でございますが、国の補正予算を活用しまして里美地区統合小学校校舎整備工事といたしまして2億9,925万円、太田小学校校舎など小学校5校の耐震化工事5億741万1,000円を予算化してございます。

38ページをお開きいただきます。3項中学校費3目学校建設費の15節工事請負費につきましても国の補正予算を活用したもので、瑞竜中、水府中屋内運動場の耐震改修工事を追加するものでございます。

42ページをお開きいただきます。11款1項公債費でございますが、平成23年度債の借入れが終了しまして支払額が確定したことから元金25万円、利子4,421万3,000円を減額いたしました。

7ページにお戻りいただきたいと思っております。繰越明許費の補正でございます。追加でございますが、8ページにかけまして合計21事業19億1,275万6,000円の繰越明許費を計上してございます。国の補正予算に基づくもののほか、被災した住民の建物修繕に係る時間的猶予を考慮したこと、それから物件補償、電柱等の移設などに不測の日数を要したことなどから事業を翌年度に繰り越すものでございます。

8ページをお開きいただきます。債務負担行為の補正でございます。地方債証券共同発行連帯債務につきましては、国と6市の共同により「大好きいばらき県民債」を発行するため、本市の持ち分2億円を除く38億円と、これに対する利子相当額を補正するものでございます。総合福祉会館指定管理業務につきましては、平成27年度までの委託業務1億4,252万円を、さらに西山研修所指定管理業務につきましては1億4,310万円を限度として債務を負担するものでございます。

9ページは地方債の補正の追加でございますが、防災無線共同化の財源としまして190万円、国の補正予算に伴う小学校施設耐震化改修の財源として2億7,390万円を追加いたしました。変更につきましては、国の補正予算や歳出予算の減額により、地方債の限度額合計24億3,370万円を22億6,345万円に変更するものでございます。

続きまして、議案第25号平成24年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億4,393万9,000円とする。平成25年3月5日提出、市長名。

今回の補正予算につきましては、主に平成23年度の国庫補助金の超過交付に伴う返還金及び一般会計からの法定繰入金金の増減の調整に係る補正でございます。

6ページをお開きいただきます。事項別明細書の歳入でございます。

8款の財産収入につきましては、支払準備基金利子でございます。

9款1項1目の一般会計繰入金、2項1目の支払準備基金繰入金につきましては、法定繰入金金の増減調整及び歳入歳出の予算調整によるものでございます。

7ページの歳出でございますが、1款1項の総務管理費、2項の徴税費につきましては、職員人件費及び電算業務委託料の減によるものでございます。3項の運営協議会費につきましては、

事業量の減によるものでございます。

8ページの9款基金積立金につきましては、支払準備基金利子の積み立てを行うものでございます。

11款の諸支出金につきましては、東日本大震災に係る平成23年度国庫補助金の事業実績に伴う返還金でございます。

続きまして、議案第26号平成24年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,753万3,000円とする。平成25年3月5日提出、市長名でございます。

今回の補正予算につきましては、共済費の増額及び電算委託料の確定に伴う補正でございます。

6ページをお開き願います。事項別明細歳入でございます。

第3款の繰入金につきましては、歳出補正に係る財源につきまして一般会計からの繰入金の増減調整に係る補正でございます。

7ページの歳出でございます。第1款の総務費につきましては、公務災害補償基金負担金の増額及び電算委託料の契約差金の減額によるものでございます。

続きまして、議案第27号平成24年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,505万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,104万3,000円とするものでございます。平成25年3月5日提出、市長名。

6ページからの事項別明細歳入でございますが、3款から5款のおのおのにつきましては、介護給付費及び地域支援事業費等の増減に伴う国・県等支出金及び震災に係る国庫補助金の増に伴う補正でございます。

7款1項1目介護給付費繰入金につきましては、介護給付費の増に伴うもの、2目の地域支援事業費繰入金につきましては、介護予防事業費の減に伴うもの、4目その他の一般会計繰入金につきましては、職員の異動等に伴う減でございます。

7款2項1目の支払準備基金繰入金につきましては、調整に伴う増額補正でございます。

9款3目の雑入につきましては、地域支援事業利用料の増に伴うものでございます。

8ページの歳出でございます。1款1項1目一般管理費から3項2目認定調査費等までは、職員の異動や介護認定審査会の委員報酬等の減によるものでございます。

2款1項1目から10ページの5項1目につきましては、それぞれ給付費件数等の増減に伴う補正でございます。

10ページの4款2項3目の任意事業費につきましては、職の自立支援事業費の利用者増に伴う増額補正でございます。

11ページになりますが、8款1目の諸支出金の食費・居住費災害減免につきましては、東日本大震災に伴う減免制度の改正により補助対象額を増額補正するものでございます。

続きまして、議案第28号平成24年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、

次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,039万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,267万2,000円とする。以下、第2条、繰越明許費及び第3条、地方債の補正でございます。平成25年3月5日提出、市長名。

まず、4ページをお開きいただきたいと思います。繰越明許費でございます。平成24年度の公共下水道及び特環下水道工事につきましては、整備区域が同じ町内に集中しているため、工事の発注時期等を考慮したことにより、年度内の工事完了ができないため繰り越すものでございます。また、那珂久慈流域下水道建設工事負担金は、県の繰り越しに伴う繰り越しでございます。

5ページをごらんいただきます。地方債の補正でございます。公共下水道建設事業費及び特環下水道建設事業費は減でございますが、流域下水道建設事業債は増でございます。

次に、8ページをお開きいただきます。事項別明細の歳入でございます。

1款2項1目受益者負担金は、本年度の整備が一部予定まで達しなかったための減額でございます。

2款1目下水道使用料ですが、下水道と上水道の使用料の賦課を一体的に行うことにしたことにより生じた調整結果の減によるものでございます。

3款1目下水道事業国庫補助金は、国の内定額の減によるものでございます。

4款1目水道事業県補助金でございますが、県補助事業対象の減に伴うものでございます。

6款1目一般会計繰入金の減でございますが、繰越金の増によるものでございます。

7款1目繰越金でございますが、前年度繰越金決算残高の計上による増でございます。

次のページで、9款1目下水道事業債でございますが、国の補助事業費及び関連する単独事業費の減でございます。また、流域下水道事業債は、事業費の増によるものでございます。

10ページをお開きいただきます。歳出でございます。

1款1目公共下水道費及び3目特環下水道費の委託料の減につきましては、下水道長寿命化計画策定業務及び下水道管渠実施設計委託料等の入札差金によるもの、補償費の減でございますけれども、移設物件の減によるものでございます。2目の流域下水道につきましては、那珂久慈流域下水道建設工事負担金の増、維持管理費負担金の減によるものでございます。

2款公債費の減額につきましては、償還利子の確定によるものでございます。

続きまして、議案第29号でございます。平成24年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,239万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,825万5,000円とするものでございます。第2条は繰越明許費でございます。平成25年3月5日提出、市長名。

4ページをお開きいただきます。繰越明許費でございます。

県道常陸那珂港山方線道路改良工事に伴う中野小島地区の農業集落排水施設の移設工事でございますが、県が工事を繰り越したことにより繰り越すものでございます。

次に、7ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

5款1目一般会計繰入金でございますが、事業費の減によるものでございます。

6款1目繰越金は、前年度繰越金決算残高の計上によるものでございます。

7款1目の雑入でございますけれども、県道改良工事の延長減に伴う補償費の減でございます。

8ページをお開きいただきます。歳出でございます。

1款1目総務管理費の委託料につきましては、入札差金の減でございます。

2款公債費の減額につきましては、償還利子の確定によるものでございます。

続きまして、議案第30号平成24年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,364万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,281万4,000円とするものでございます。第2条は地方債の補正でございます。平成25年3月5日提出、市長名。

まず、4ページをお開きいただきまして地方債の補正でございます。戸別合併処理浄化槽設置整備事業費の減によるものでございます。

7ページをお開きいただきまして、事項別明細歳入でございますが、1款分担金及び負担金、2款の使用料及び手数料、3款の国庫支出金、4款の繰入金及び7款の市債につきましては、それぞれ浄化槽設置基数の減によるものでございます。

5款繰越金は、前年度繰越金決算残高の計上による増でございます。

8ページの歳出でございますが、1款1目戸別合併処理浄化槽設置整備事業費の委託料は、入札差金によるもの、工事請負費は浄化槽設置件数の減によるものでございます。公債費の減は償還利子の確定によるものでございます。

続きまして、議案第31号平成24年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,463万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,189万4,000円とする。第2条、地方債の変更は第2表地方債の補正による。平成25年3月5日提出、市長名。

4ページをお開きいただきまして、地方債の補正でございます。簡易水道事業債及び過疎対策事業債の限度額をそれぞれ1,140万円に減額するものでございます。

7ページをお開きいただきまして事項別明細歳入でございます。

3款1項1目一般会計繰入金の減額は、人件費の減及び事業確定によるものでございます。

4款1項1目繰越金は、前年度繰り越しによる増でございます。

6款1項1目簡易水道事業債及び2目過疎対策事業債の減額は、配水管布設がえ工事の事業確定及び繰越金財源充当によるものでございます。

8ページの歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費の減でございます。職員の人件費及び委託料並びに公課費の減によるものでございます。2項1目維持修繕費の減でございますが、浄水場施設整備工事の事業確定によるものでございます。3項1目配管費の減でございますが、配水管布設がえ工事の事業確定によるものでございます。

○後藤守議長 上下水道部長。

〔鈴木則文上下水道部長 登壇〕

○鈴木則文上下水道部長 議案第32号平成24年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第3号)について、提案者にかわりご説明申し上げます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。第1条は総則でございます。平成24年度常陸太田市水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。第3条、収益的収入及び支出の補正で、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款水道事業収益を98万7,000円増額し、11億9,549万円とするものでございます。第4条は資本的収入及び支出の補正で、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億4,933万2,000円を4億4,668万5,000円に、過年度分損益勘定留保資金3億5,567万7,000円を3億5,303万円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入の第3款資本的収入を264万7,000円増額し、18億3,276万4,000円とするものでございます。平成25年3月5日提出、市長名でございます。

詳細につきましては、補正予算明細書にてご説明を申し上げます。

8ページをお開きください。初めに、収益的収入及び支出の収入でございます。

1款2項2目7節一般会計補助金の98万7,000円の増額につきましては、地方公営企業施設の災害復旧事業に対する繰入金によるものでございます。

次に、9ページの資本的収入及び支出の収入でございますが、3款2項1目2節工事負担金の264万7,000円の増額につきましては、地方公営企業施設の災害復旧事業に対する繰入金によるものでございます。

○後藤守議長 説明は終わりました。

なお、午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午後0時08分休憩

午後1時00分再開

○後藤守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第33号ないし議案第42号

○後藤守議長 次、日程第6、議案第33号平成25年度常陸太田市一般会計予算について、議案第34号平成25年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について、議案第35号平成25年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第36号平成25年度常陸太田市介護保険特別会計予算について、議案第37号平成25年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について、議案第38号平成25年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第39号平成25年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について、議案第40号平成25年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について、議案第41号平成25年度常陸太田市水道事業会計予算について、議案第42号平成25年度常陸太田市工業用水道事業会

計予算について、以上10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔梅原勤副市長 登壇〕

○梅原勤副市長 それでは、ご説明をさせていただきます。平成25年度常陸太田市予算書3ページをお開きいただきます。議案第33号平成25年度常陸太田市一般会計予算、平成25年度常陸太田市一般会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ231億3,200万円と定める。第2条が地方債、第3条が一時借入金でございます。一時借入金の借り入れの最高額は20億円と定める。第4条が歳出予算の流用でございます。平成25年3月5日提出、市長名。

15ページをお開きいただきます。事項別明細にて説明をさせていただきます。

初めに歳入でございます。1款市税の1項1目市民税個人分でございますが、前年度の実績から8,277万5,000円を減額し、23億7,754万円といたしました。2項1目固定資産税につきましましては3,629万6,000円増額し、20億8,135万9,000円の計上でございます。これにつきましては、新增築家屋の増加を見込んだものでございます。

16ページをお開きいただきます。2節滞納繰り越し分の調定額につきましては、金砂郷地区にございましたゴルフ場の滞納額約4億円を欠損処分とする予定であるため、25年度の調定額は大幅な減額となっております。また、固定資産税と都市計画税の歳入を案分していることから、18ページの都市計画税滞納繰り越し分も同様に調定額が減額となっております。

2款地方譲与税から19ページの9款地方特例交付金までは、地方財政計画における収入見込みや前年度の実績などを勘案して計上いたしました。

10款地方交付税でございます。地方公務員給与の削減、基準財政収入額の増加、あるいは過疎対策事業債償還費の減額などを見込みまして、普通交付税86億9,000万円、特別交付税8億6,000万円といたしました。昨年度と比較して3億9,000万円の減額でございます。

11款交通安全対策特別交付金につきましても、地方財政計画や前年度の実績等を勘案して計上したものでございます。

20ページにかけての12款分担金及び負担金でございます。一部事務組合等への派遣職員給与費負担金、老人施設入所者負担金、保育所入所児負担金などを見込んでおります。保育所入所児負担金につきましては、第3子無料化と二人以上保育所に入所している場合、二人目の子どもに係る負担金を月額3,000円減額することとして計上したものでございます。

13款使用料及び手数料でございますが、21ページの5目商工使用料につきましましては、竜神大吊橋渡橋者の増加が見込めることなどから723万5,000円を増額し、4,327万9,000円といたしました。8目3節の幼稚園保育料につきましても保育所負担金同様、第3子無料化と二人目の子どもに係る保育料を月額3,000円減額して計上しております。

23ページをお開きいただきます。14款国庫支出金でございます。1項1目民生費国庫負担金でございますが、障害者自立支援事業や生活保護費の歳出増に伴い3,094万4,000円を増額し、13億6,347万円を見込んでございます。2項1目民生費国庫補助金につきましては、

金砂郷支所や佐都小学校校舎解体が終了することから、災害ごみ処理費補助金の減額を見込み、3,526万3,000円を計上いたしました。3目土木費国庫補助金の1節道路橋りょう費補助金につきましては、里野宮白羽線、磯部天神林線などの財源として1億4,260万円を見込んでおります。2節住宅費補助金1億1,951万3,000円は、庁舎耐震化事業や新婚家庭家賃助成、太陽光発電整備等設置事業費補助などの財源として計上したものでございます。また、4目消防費国庫補助金につきましては、金砂郷地区の土砂災害ハザードマップ改定の財源として238万1,000円、プラトーさとみ周辺の除染を行うための財源として放射線量低減対策特別緊急事業費補助金1億1,599万9,000円を見込んでおります。

5目教育費国庫補助金でございますが、24ページの学校施設環境改善交付金397万6,000円は、小学校屋内運動場耐震化事業の財源を見込んだもの、それから、4節の社会教育費補助金につきましては、郷土資料館耐震化事業の財源として重要文化財建造物等公開活用事業費補助金4,318万8,000円を計上してございます。

24ページから25ページにかけて15款県支出金でございます。1目民生費県負担金でございますが、国庫支出金同様、障害者自立支援事業等の歳出増に伴い1,816万3,000円増額の5億3,618万8,000円を計上してございます。

25ページの3項衛生費県負担金188万3,000円につきましては、県より移譲となる未熟児養育医療費に係る県負担金を見込んだものでございます。

2項県補助金でございますが、26ページをお開きいただきまして、6目消防費県補助金7,300万円でございますが、市役所などに整備する非常用蓄電設備の財源として計上いたしました。

28ページをお開きいただきます。16款財収入でございます。財産貸付収入利子及び配当金、財産売払収入などを計上してございます。

29ページの17款寄附金につきましては、総務費寄附金、民生費寄附金の費目設定でございます。

18款繰入金でございます。特別会計繰入金、各基金からの繰入金、財産区繰入金をそれぞれ計上してございます。将来の財政負担を考慮して、財政調整基金からの繰り入れを前年度と同額の2億円といたしました。減債基金繰入金につきましては、満期一括償還となる平成20年度市場公募債2億円の償還のために積み立てていた基金などを繰り入れるものでございます。

19款繰越金につきましては、前年度同額の2億5,000万円の計上でございます。

30ページをお開きいただきます。20款諸収入4項3目2節の学校給食費徴収金2億3,314万9,000円につきましては、第3子に係る給食費70名分を無料として見込んだものでございます。

32ページをお開きいただきます。山吹運動公園少年野球場改修事業の財源として、スポーツ振興宝くじ助成金2,000万円を計上しております。

21款市債でございます。1項1目総務債8,100万円、7目過疎対策事業債3億6,380万円、8目の合併特例事業債10億6,440万円、9目臨時財政対策債7億3,000万円など、合計23億1,600万円を計上するものでございます。

歳出について主なものを説明させていただきます。

40ページをお開きいただきます。総務費についてでございます。説明欄の中段、都市交流事業費交付金198万5,000円を計上してございます。これは秋田市、仙北市、牛久市との交流や臼杵市からの交流団の受け入れ等に要する経費を交付するものでございます。

43ページをお開きいただきます。2款1項5目財産管理費でございます。庁舎耐震化事業についてでございますが、平成24年度債務負担行為に基づき、13節の庁舎耐震化監理630万3,000円、15節工事請負費1億8,319万6,000円を予算化いたしました。

49ページでございます。13目地域振興費におきまして、地域おこし協力隊に係る経費を予算化しておりますが、25年度につきましては、水府地区に新たに隊員を受け入れて地域の活性化を図るものでございます。

50ページをお開きいただきます。14目交通対策費でございます。谷河原駅駐車場整備の財源として設計委託料57万8,000円、工事請負費759万6,000円を計上いたしております。

16目諸費の52ページでございますが、19節負担金補助及び交付金における住宅取得費助成金につきましては、これまでの定住促進事業費助成金を住宅取得時に一括して交付することといたしまして、2,300万円を見込んだものでございます。また、鯨ヶ丘地区定住促進事業費助成金900万円は、鯨ヶ丘地区に集合賃貸住宅を建設する民間事業者に対し、建築費用の一部を助成するものでございます。

次に、3款民生費でございます。72ページをお開きいただきます。これまでそれぞれの費目に計上しておりました総合福祉会館、高齢者生活支援センター、高齢者生産活動センターの管理費用を8目の社会福祉施設費として一括して計上させていただきました。

続きまして、79ページをお開きいただきます。2項児童福祉費の4目児童クラブ費でございますが、郡戸児童クラブ、水府児童クラブ、里美児童クラブの新規開設に当たりまして、運営管理をする経費として2,335万2,000円を増額し、7,604万5,000円を計上いたしました。

81ページから82ページにかけての4項災害救助費でございますが、震災ごみの処理に要する経費、被災者に対しての住宅の借り上げ、震災に伴う融資に対しての利子補給、災害援護資金の貸し付けなどを計上してございます。

4款衛生費の1項3目母子衛生費についてでございますが、87ページをお開きいただきます。20節扶助費でございますが、県より事務移譲となる未熟児の入院医療に係る費用負担285万3,000円を計上しております。

89ページをごらんいただきたいと思います。7目環境衛生費の24節投資及び出資金8億2,100万円につきましては、内田浄水場の建設や佐竹配水池の築造工事に要する経費の2分の1を合併特例債を活用し水道事業に出資するものでございます。

農林水産業費に移ります。1項3目農林振興費でございますが、100ページから101ページにかけて、19節負担金補助及び交付金におきまして、常陸秋そば、ブドウなどの特産品の品質向上、有害鳥獣や病虫害からの被害防止、担い手育成や新規就農者の自立支援、農地の集積化

推進のための助成金等を計上してございます。

5目農地費でございますけれども、103ページをお開きいただきます。19節の負担金補助及び交付金におきまして、土地改良施設の補修事業に要する補助金246万8,000円を予算化いたしました。

104ページをお開きいただきます。9目の農業振興施設費1,700万4,000円につきましては、これまでそれぞれの費目で計上しておりました自然休養村管理センターや薬草の里、それから「かなさ笑楽校」などの管理経費を一括して計上させていただきました。なお、これらは「かなさ笑楽校」屋内運動場の耐震設計委託料341万3,000円を含んだものでございます。

商工費に移ります。110ページをお開きいただきます。6款商工費2目商工振興費でございますが、19節におきましてプレミアム付商品券事業費補助金1,000万円を計上しております。23年度補正予算、24年度においても計上させていただいたものでございますが、引き続き消費の拡大により地域経済の活性化、小売店の活性化を図るものでございます。

112ページに移りまして4目観光費でございますが、15節工事請負費4,208万円は、西山の郷「桃源」の下水道接続、プラトーさとみやぬく森の湯の修繕などに係る経費を計上したものでございます。

土木費に移ります。120ページをお開きいただきます。7款土木費3目道路新設改良費として6億8,150万1,000円を計上しております。社会資本整備総合交付金を活用するものとして里野宮白羽線、川中子大橋線、小目川中子線。道整備交付金を活用するものとして磯部天神林線、大門幹線、亀作西真弓線などを合併特例債と合わせて活用しながら整備を進めていくものでございます。4目橋りょう維持費には、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁の修繕設計委託料を計上してございます。

消防費に移ります。131ページをお開きいただきます。8款消防費3目消防施設費でございますが、15節工事請負費には、金砂郷支団8分団の詰所新築工事、防火貯水槽整備工事など2,686万6,000円を計上いたしました。

また、132ページの18節備品購入費でございますが、金砂出張所に配置するポンプ自動車3,291万8,000円を予算化したものでございます。

5目の災害対策費でございますが、133ページをごらんいただきます。13節委託料に金砂郷地区の土砂災害ハザードマップ作成に係る委託料476万3,000円のほかに、プラトーさとみ周辺の除染を行うための委託料8,249万9,000円、15節工事請負費に仮置き場の設置工事3,340万1,000円を計上してございます。また、本庁舎、生涯学習センター、北消防署には、太陽光を利用した非常用蓄電設備の整備に係る設計委託料610万円、工事請負費7,035万9,000円を計上いたしております。18節備品購入費の防災関連資機材の購入費292万7,000円につきましては、本庁及び各支所に毛布、投光器などを配置するものでございます。

次に、教育費に移ります。137ページをお開きいただきます。1項3目教育指導費におきまして、いじめや不登校の未然防止を図るものとして、「ハイパーQ Uテスト」実施に係る消耗品費、役務費などを計上してございます。

141ページでございます。2項小学校費の3目学校建設費でございますが、小学校屋内運動場3校の耐震化と里美地区統合小学校の整備に要する経費3,896万円を計上いたしました。

145ページの3目学校建設費9,573万4,000円の計上につきましては、里美中学校屋内運動場、金砂郷統合中学校の設計調査などを予算化したものでございます。

5項3目文化振興費でございます。152ページをお開きいただきたいと思います。19節負担金補助及び交付金におきまして、水戸徳川家の墓所保存事業に係る国の重要文化財保存整備費補助金1,851万5,000円を予算化してございます。

157ページをお開きいただきます。7目の資料館費でございますが、施設の耐震化及び改修事業に要する経費として、13節委託料に800万円、それから、158ページの15節工事請負費に8,934万1,000円を予算化してございます。また、8目梅津会館管理費におきまして、15節工事請負費に解体工事5,092万5,000円を計上しております。

160ページをお開きいただきます。これまでそれぞれの費目で計上しておりました生涯学習センターなど生涯学習施設を10目の生涯学習施設費として一括計上させていただきました。

161ページの委託料には、西山研修所指定管理料4,780万円を計上いたしました。

6項保健体育費の4目体育施設費についてでございますが、168ページでございますけれども、山吹運動公園少年野球場改修に要する経費として13節委託料に305万6,000円、169ページの工事請負費に1億1,000万円を予算化しております。

続きまして、災害復旧費でございます。170ページでございますが、10款の災害復旧費3項1目社会教育施設災害復旧費におきまして、水戸徳川家墓所、西山荘、正宗寺の指定文化財等災害復旧補助金3,487万9,000円を計上いたしました。

4項1目庁舎等施設災害復旧費でございます。金砂郷支所の復旧に係る工事請負費9,700万円を予算化しております。

11ページまでお戻りいただきまして、第2表の地方債でございます。起債の目的はそれぞれ記載のとおりでございますが、限度額を総額23億1,600万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法等につきましてはごらんいただきたいと思います。

続きまして、予算書185ページをお開きいただきます。議案第34号でございます。平成25年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。第1条が歳入歳出予算でございます。事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58億9,977万8,000円と定める。第2条が一時借入金でございます。一時借入金の借り入れの最高額は、事業勘定1億5,000万円と定める。第3条が歳出予算の流用でございます。平成25年3月5日提出、市長名。

192ページをお開きいただきたいと思います。事項別明細歳入でございます。

1款の国民健康保険税につきましては10億9,548万円、昨年と比較しまして279万円の増を見込んでおります。税率は昨年同様でございますが、被保険者数の増が見込まれることによるものでございます。

193ページ、第3款1項の国庫負担金、2項の国庫補助金につきましては、それぞれ一般被

保険者分に係る算出額の減が見込まれることによるものでございます。

第4款の療養給付費等交付金につきましては3億7,746万1,000円、昨年度より1,617万7,000円の減となっておりますが、これは退職被保険者分の保険給付費の減が見込まれることによるものでございます。

5款の前期高齢者交付金につきましては13億6,404万5,000円、昨年度より2億7,516万1,000円の増となっております。こちらは65歳から74歳までの方の被保険者数及び保険給付費の割合により交付されるものでございます。

6款1項1目高額医療費共同事業負担金、2目の特定健康診査等負担金につきましては、それぞれ過去の実績等によるものでございます。

194ページで、2項1目財政調整基金につきましては、昨年度より747万4,000円の減となっております。これは一般被保険者分に係る算出額の減が見込まれることによるものでございます。

7款の共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業における過去の実績に基づき計上いたしました。

第9款の繰入金でございますが、1項1目一般会計繰入金につきましては4億8,887万3,000円、昨年度より1,814万7,000円の増となっております。2項1目支払準備基金繰入金でございますが、財源不足補填のため2億4,263万5,000円を支払準備基金から取り崩し、繰り入れを行うこととしております。

続きまして、196ページの歳出でございます。

第1款1項1目の一般管理費につきましては、7,412万8,000円、昨年度より767万4,000円の増となっておりますが、これは職員の異動等によるものでございます。

199ページ、2款の保険給付費でございます。1項の療養諸費、200ページの2項の高額療養費につきましては、一般被保険者数及び退職被保険者数の増減に伴うものでございます。

201ページ、3款の後期高齢者支援金等、それから、202ページ、第6款の介護納付金につきましては、高齢化の進展などに伴う後期高齢者の医療費及び介護給付費の増によるものでございます。

7款1項1目高額医療費共同事業拠出金、2目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、過去の実績をもとに国保連合会が算出したものでございます。

203ページをお開きいただきまして、8款1項特定健康診査等事業費につきましては、3,965万1,000円、昨年度より55万2,000円の増となっておりますが、これは特定保健指導等の事業量の増によるものでございます。

続きまして、213ページをお開きいただきます。議案第35号でございます。平成25年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億1,586万8,000円とする。平成25年3月5日提出、市長名。

218ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございますが、1款の後期高齢者医療

保険料につきましては、年金からの特別徴収分が3億3,932万4,000円、普通徴収分が1億161万3,000円、合わせて4億4,093万7,000円で、昨年度よりも2,233万円の増額となっております。

第3款1項の一般会計繰入金につきましては1億7,237万4,000円で、昨年度よりも45万8,000円の減となっておりますが、人件費などの事務費繰入金の減によるものでございます。

第4款の繰越金につきましては、広域連合への納付が翌年度扱いとなる保険料が発生いたしますので、それらの見込み額を計上いたしました。

第5款の諸収入につきましては、広域連合から納付される保険料還付金などを計上いたしております。

220ページをお開きいただきます。歳出でございます。

第1款の総務費につきましては、職員2名分の人件費、保険料に係る電算処理委託料並びに保険料の普通徴収決定通知、特別徴収本算定通知等に係る郵送料などを計上しております。

221ページ、第2款の後期高齢者医療広域連合納付金5億9,816万9,000円につきましては、歳入における保険料と保険基盤安定繰入金的全額を茨城県後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。昨年度よりも2,338万5,000円の増額計上となっておりますが、主に保険料納付金の増によるものでございます。

第3款の諸支出金につきましては、過年度分の保険料更正に伴う還付金及び前年度の事務費繰入金精算に伴う一般会計繰出金などを計上いたしております。

227ページをお開きいただきます。議案第36号でございます。平成25年度常陸太田市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49億4,739万円と定めるものでございます。第2条、一時借入金の借り入れの最高額を事業勘定3億1,000万円と定めるものでございます。第3条が歳出予算の流用でございます。平成25年3月5日提出、市長名。

234ページをお開きいただきたいと思います。事項別明細で説明をさせていただきますが、1款の65歳以上の第1号被保険者保険料につきましては、被保険者数の増により8億3,940万円、前年度比で2.5%の増となっております。

3款国庫支出金、235ページの4款支払基金交付金、5款の県支出金につきましては、介護給付費等見込額により、それぞれの補助率から算出される国・県などの補助金等を計上してございます。

236ページをお開きいただきます。7款1項の一般会計繰入金につきましては、介護給付費や地域支援事業費、職員給与費及び事務費等に係る一般会計からの繰入金を7億7,535万9,000円計上してございます。

7款2項の支払準備基金繰入金につきましては、3,735万7,000円を基金から取り崩す見込みでございます。

238ページからは歳出でございます。

1 款の総務費につきましては、職員や認定審査員、認定調査員等の人件費や事務費等を計上してございます。

2 4 1 ページからの保険給付費につきましては、第 5 期介護保険事業計画及び実績等をもとに算出しておりまして、主なものとしたしましては、2 款 1 項の介護サービス等諸費は、特別養護老人ホームの新設・増設の施設整備費に伴い、4. 7 % 増の 4 1 億 3, 8 3 1 万 4, 0 0 0 円。それから、2 4 2 ページの 2 款 2 項の介護予防サービス等諸費は、サービス利用料の減に伴い、23. 2 % 減で 1 億 4, 4 2 3 万 5, 0 0 0 円。それから、2 4 3 ページ、2 款 5 項の高額医療合算介護サービス等費につきましては、申請件数の減に伴うものでございまして、2 款 6 項の特定入所者介護サービス等費につきましては、利用者の増に伴うものでございます。これにつきましては、5. 3 % の増で 2 億 5, 1 9 4 万 2, 0 0 0 円を見込んでおるところであります。

2 4 4 ページ、4 款 1 項の介護予防事業費につきましては、サービス利用者数の減に伴い 6. 1 % 減になりますが、2, 2 2 9 万 6, 0 0 0 円。それから 2 4 5 ページ、2 項の包括支援事業、任意事業につきましては、食の自立支援事業委託料がサービス利用者の増に伴い 2. 7 % 増の 8, 4 8 3 万円、これを見込んでございます。

続きまして、2 5 5 ページをお開きいただきたいと思います。議案第 3 7 号でございまして。平成 2 5 年度常陸太田市下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 3 億 9, 3 1 1 万円と定めるものでございます。第 2 条、地方債でございまして。第 3 条は一時借入金でございまして、借り入れの最高額を 6 億円と定めるものでございます。平成 2 5 年 3 月 5 日提出、市長名。

2 5 9 ページをお開きいただきます。地方債でございまして。公共下水道建設事業費、広域下水道建設事業費、特定環境保全公共下水道建設事業費、過疎対策事業費、これらを合わせました 2 億 3 0 万円を起債の限度額としてでございます。起債の方法等につきましては、表記のとおりでございます。

2 6 2 ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございまして。

1 款 1 項は分担金でございまして、特環下水道事業の受益者分担金の分割納付分及び新たな加入者が見込まれることから 1, 5 3 3 万 6, 0 0 0 円を計上いたします。一段下がって 2 項の負担金でございまして、公共下水道事業の受益者負担金として、佐竹南台団地の接続に伴い、1 億 1, 8 9 4 万 1, 0 0 0 円を計上いたします。

2 款 1 項使用料は、公共下水道及び特環下水道の使用料を合わせまして 2 億 2, 7 2 0 万 5, 0 0 0 円を計上いたします。一段下がって 2 項の手数料は、佐竹南台団地の接続に伴い、排水設備計画確認等の件数増を見込みまして 8 2 万円を計上いたしました。

3 款 1 目下水道事業国庫補助金につきましては 1 億 2, 6 0 0 万円となっております。

2 6 3 ページをお開きいただきます。5 項 1 目一般会計繰入金でございまして、6 億 8, 6 5 2 万 2, 0 0 0 円の繰り入れを行うものでございます。一段下がって 2 項 1 目基金の繰入金は、2 9 1 万 2, 0 0 0 円の公共下水道事業債償還基金を計上いたします。

8 款市債でございまして 1 目下水道事業債、それから、2 目過疎対策事業債合わせまして 2 億

30万円を計上するものでございます。

264ページをお開きいただきます。歳出でございます。

1款1目公共下水道費、主な事項につきましては、まず、8節報償費でございます。佐竹南台団地の接続に伴い、受益者負担金の一括納入報奨金として880万1,000円を計上いたします。

265ページの委託料でございます。那珂川・久慈川流域別下水道整備総合計画の見直しに伴い、全体計画の見直し並びに認可区域拡大の事業計画変更認可策定業務委託料など、合計しまして9,359万円を計上してございます。

次に、15節工事請負費の1億8,230万円につきましては、金井町、新宿町などの管渠整備工事に要する費用を計上するものでございます。

266ページ、2目の流域下水道費でございますが、那珂久慈流域下水道建設工事及び維持管理の負担金といたしまして1億2,931万7,000円を計上いたします。

3目特環下水道費でございますが、主なものとしまして267ページ、13節委託料でございますけれども、下水道施設維持管理等の委託料1,802万円を計上いたしました。15節工事請負費1億8,900万円につきましては、大里町、薬谷町の管渠整備工事に要する費用の計上でございます。

268ページでございますが、2款の公債費でございます。公共下水道事業建設事業債のほか、元金と利子を合わせまして6億5,160万5,000円を計上するものでございます。

続きまして、275ページをお開きいただきます。議案第38号でございます。平成25年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,426万9,000円と定めるものでございます。第2条、一時借入金で、借り入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。平成25年3月5日提出、市長名。

280ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

1款1目受益者分担金は、滞納繰り越し分を計上いたします。

2款1目農業集落排水使用料は、佐都四地区の加入が多く見込まれることから8,397万8,000円を計上いたします。

3款1目県補助金でございますが、佐都四地区整備事業費に対する県からの推進交付金として2,642万3,000円を計上いたします。

5款1目一般会計繰入金でございますが、2億1,258万1,000円の繰り入れを計上いたします。

281ページ、5款2項1目基金繰入金は、農業集落排水事業債償還基金を計上いたします。

7款2項1目雑入でございますが、小島町地内における県道改良工事に伴う配水管布設がえ補償費等を計上するものでございます。

282ページをお開きいただきます。歳出でございます。

1目総務管理費でございますが、主な事項につきましては、まず、13節委託料でございますが、9地区の処理施設保守点検業務委託料といたしまして5,465万2,000円を計上いたします。

25節の積立金2,645万6,000円でございますが、常陸太田市農業集落排水事業債償還基金への積み立てでございます。

284ページ、2款公債費でございますけれども、農業集落排水事業債の元金と利子を合わせまして、1億5,914万5,000円を計上するものでございます。

続きまして、議案第39号でございます。平成25年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,793万4,000円と定める。第2条は地方債でございます。第3条は一時借入金でございます。借り入れの最高額は1,000万円と定めるものでございます。平成25年3月5日提出、市長名。

294ページをお開きいただきます。まず、地方債でございます。特定地域生活排水処理施設事業費6,970万円を起債の限度額といたします。起債の方法等につきましては、表記のとおりでございます。

297ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

1款1目受益者分担金は1,350万円を計上いたしました。

2款1項1目使用料は2,965万5,000円、3款1目は、国からの補助金3,286万4,000円、4款1目一般会計繰入金は3,064万4,000円をそれぞれ計上するものでございます。

298ページをごらんいただきます。7款1目戸別合併処理浄化槽設置整備事業債は6,970万円を計上いたしました。

299ページをごらんいただきます。歳出でございます。

1款1目の事業費でございますが、主な事項につきましては、13節委託料といたしまして、既設の浄化槽の維持管理費等に要する経費3,244万円を計上してございます。15節工事請負費1億720万円につきましては、新たに100基を設置する工事に要する費用を計上いたしました。

300ページをお開きいただきます。2款の公債費でございますけれども、戸別合併処理浄化槽設置整備事業債等の元金と利子を合わせまして2,174万3,000円を計上するものでございます。

続きまして、307ページをお開きいただきたいと思います。議案第40号でございます。平成25年度常陸太田市簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条は歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,491万4,000円と定める。第2条は地方債でございます。第3条は一時借入金で、最高額を5,000万円と定めるものでございます。平成25年3月5日提出、市長名。

310ページをお開きいただきます。地方債でございます。簡易水道事業債2,050万円、過疎対策事業債1,690万円の合計3,740万円を起債の限度額としてございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては表記のとおりでございます。

313ページをお開きいただきます。事項別明細の歳入でございます。

1款1項1目分担金でございます。新たな加入者が見込まれることから27万円を計上するも

のでございます。

2款1項1目簡易水道使用料は、1億2,640万円を計上いたします。

3款1項1目一般会計繰入金は、2,590万7,000円減の1億2,145万1,000円としてございます。

314ページ、5款2項1目雑入でございますが、配水管等布設がえ補償費及び料金徴収業務負担金といたしまして438万円を計上いたします。

6款1項1目簡易水道事業債2,050万円、2目の過疎対策事業債1,690万円を計上するものでございます。

315ページ、歳出でございますが、1款1項1目一般管理費でございます。主なものにつきましては316ページの13節委託料でございます。水利使用許可申請書作成業務委託料119万7,000円、その他料金徴収業務委託料、検針業務委託料、浄配水場等管理委託料等を計上するものでございます。

316ページから317ページの1款2項1目維持修繕費、15節工事請負費1,280万6,000円は、里美及び水府地区の北部浄水場ろ過器修繕工事及び浄水施設の水位計設置工事等を行うものでございます。

1款3項1目配管費15節工事請負費4,045万円は、里美地区北部簡易水道事業の配水管布設がえ工事、県道及び奥久慈グリーンラインの工事による配水管布設がえ工事等を計上するものでございます。

1款4項1目給水費13節委託料129万6,000円でございますが、「計量法」によりメーター器を交換するものでございます。

318ページをお開きいただきます。2款公債費でございます。簡易水道事業債のほか、元金と利子を合わせまして1億995万9,000円を計上するものでございます。

○後藤守議長 上下水道部長。

〔鈴木則文上下水道部長 登壇〕

○鈴木則文上下水道部長 それでは、議案第41号及び議案第42号について、提案者にかわりご説明申し上げます。

初めに、議案第41号平成25年度常陸太田市水道事業会計予算について、別冊の常陸太田市公営企業会計予算書により説明させていただきます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は総則でございます。平成25年度常陸太田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条は業務量の予定量で、給水件数1万8,436件、年間総給水量510万8,415立方メートル。これを1日平均給水量にいたしますと1万3,996立方メートルとなります。主要な建設改良事業につきましては17億8,965万8,000円を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めます。収入につきましては、第1款の水道事業収益が11億8,574万円でございます。これは対前年度比0.7%の減となっております。

ます。次に支出でございますが、第2款の水道事業費用が10億9,294万7,000円でございます。対前年度比1.2%の減となっております。

次のページに参りまして、第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入につきましては、第3款の資本的収入が16億6,515万1,000円で、対前年度比9%の減となっております。

次に、支出でございますが、第4款資本的支出が21億2,066万2,000円で、対前年度比6.5%の減となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億5,551万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,517万5,000円及び過年度分勘定留保資金3億7,033万6,000円で補填するものいたします。

第5条は、企業債の定めでございます。起債の目的は、水源及び送配水施設建設工事で、限度額を8億2,100万円と定めます。

次のページに参りまして、第6条は一時借入金の限度額で5,000万円と定めます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用の定めで、営業費用と営業外費用間に限ると定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

第9条は他会計からの補助金で、補助金を受ける金額は2,474万5,000円でございます。

第10条は、棚卸資産購入限度額で1,382万8,000円と定めます。

平成25年3月5日提出、市長名でございます。

予算の内容につきましては、予算明細書によりご説明申し上げます。

26ページをお開きいただきたいと思っております。初めに、収益的収入及び支出の収入ですが、1款1項営業収益の1目1節水道料金は1万8,436件、10億6,882万7,000円で、前年度同額を見込んでおります。

次のページに参りまして、2項営業外収益2目7節の一般会計補助金でございますが、未給水地域解消事業の企業債利子相当額分及び宮の郷工業団地の固定資産減価償却相当額分並びに繰り出し基準に基づく繰入金のトータル2,474万5,000円で、対前年度比22.5%の減でございます。

次に、28ページの支出でございます。2款1項営業費用の1目原水及び浄水費は1億8,390万2,000円で、対前年度比1.5%の減となっております。これは瑞竜浄水場、金砂郷地区の3浄水場及び取水施設関連の維持管理の経費を計上したものでございます。主なものは人件費のほか、29ページの15節委託料、18節の修繕費、21節の動力費等でございます。

30ページに参りまして、2目配水及び給水費1億7,917万2,000円は、対前年度比1%の減でございます。これは送配水ポンプ場、配水管、量水器などの維持管理費用でございます。主に人件費のほか、31ページの15節委託料、18節の修繕費、21節の動力費等でございます。

32ページに参りまして、4目総係費1億2,705万4,000円は、対前年度比9.3%の減でございます。これらは管理的な費用を計上したもので、主なものは人件費のほか、33ペー

ジの15節委託料、賃借料などがございます。

34ページに参りまして、5目減価償却費ですが、4億887万5,000円は、対前年比4%の減でございます。

35ページに参りまして、2項営業外費用1億4,819万9,000円は、対前年度比3%の減でございます。これは主に1目42節企業債利息1億4,648万3,000円でございます。

次に、36ページをお開きいただきたいと思ひます。資本的収入及び支出の収入でございます。

3款1項1目の企業債は8億2,100万円で、対前年度比8.5%の減でございます。本年度末稼働に向けた水道事業統合施設整備事業のため借り入れるものでございます。2項1目工事負担金2,315万1,000円は、下水道関連、市建設工事関連などの事業を見込んだものでございます。3項1目の出資金は8億2,100万円で、対前年度比8.5%の減でございます。水道事業統合施設整備事業に合併特例債を活用するもので、一般会計で借り入れたものを出資していただくものでございます。

37ページに参りまして、支出でございますが、4款1項1目の上水道拡張費は16億9,211万7,000円で、対前年度比8%の減でございます。1節委託料5,725万6,000円の主なものは、送水管JR踏切下推進工事委託料等、2節工事費16億3,486万1,000円は、統合施設整備事業に関連する工事で、落合取水場及び新設浄水場の機械、電気設備工事及び付帯工事、新設浄水場の場内配管工事及び導水管・送水管新設工事、新設佐竹低区排水池築造工事等でございます。2目の上水道改良費は9,544万7,000円で、対前年度比16.9%の減でございます。2節工事費でございますが、単独事業が3路線、公共下水道事業関連事業が5地区、建設課事業関連が5路線の合わせて13路線の配水管布設がえ工事及び取水ポンプ更新工事等でございます。

2項1目11節企業債償還金3億3,100万4,000円は、対前年度比6.1%の増でございます。これは建設改良事業債の元金でございます。

なお、7ページから25ページまで予算に関する説明書がございますので、ごらんいただきたいと思ひます。

続きまして、議案第42号平成25年度常陸太田市工業用水道事業会計予算についてご説明申し上げます。39ページをお開き願ひたいと思ひます。

第1条は総則でございます。平成25年度常陸太田市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条は業務の予定量で、給水事業所数は3社でございます。年間総給水量は45万6,250立方メートル、これを1日平均給水量にいたしますと1,250立方メートルとなります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入につきましては、第1款工業用水道事業収益5,558万5,000円で、対前年度比43.3%の減となっております。

次に、支出でございますが、第2款工業用水道事業費用5,600万3,000円で、対前年度比21.4%の減となっております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入につきましては、第3款資本的収入

2,889万6,000円は、一般会計からの出資金でございます。支出につきましては、第4款資本的支出4,429万1,000円で、対前年度比1.6%の増でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対する不足額1,539万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金により補填するものいたします。

第5条は、一時借入金の限度額で1,000万円と定めるものでございます。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用の定めで、営業費用と営業外費用間に限るものと定めます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の定めでございます。

第8条は、他会計からの補助金で、補助金を受ける金額は2,459万1,000円といたします。平成25年3月5日提出、市長名でございます。

予算の内容につきましては、予算明細書によりご説明申し上げます。

56ページをお開きいただきたいと思っております。収益的収入及び支出のうち収入でございますが、1款1項営業収益の1目1節水道料金は2,155万7,000円で、対前年度比43.6%減の見込みです。2項営業外収益の2目7節一般会計補助金は2,459万1,000円で47.3%の減でございます。なお、補助金の用途につきましては、経営経費の一部に充当するものでございます。4目11節のうち、経営経費負担金912万5,000円は、前年度比28.6%の減でございます。

57ページに参りまして、支出でございます。2款1項1目原水及び浄水費1,963万9,000円は、浄水場などの維持管理のための経費を計上したもので、前年度比90.9%の減でございます。主なものは15節委託料、18節修繕費、21節動力費などでございます。

58ページをお開きいただきたいと思っております。4目総係費1,683万円で、対前年度比3.3%の増でございます。この経費は、人件費などの管理的な経費を計上したものでございます。

59ページに参りまして、5目減価償却費1,539万5,000円は、対前年度比1.5%の減となっております。2項1目42節企業債利息261万6,000円は、対前年度比26.7%の減でございます。

60ページをお開きいただきたいと思っております。資本的収入及び支出の収入でございますが、3款3項1目の出資金は、新たに一般会計補助金の繰り入れルールを策定したことによるものでございます。支出でございますが、4款2項1目企業債償還金4,429万1,000円は、対前年度比1.6%の増でございます。これは、建設改良事業債の元金でございます。

なお、41ページから55ページまで、予算に関する説明書がございますのでごらんいただきたいと存じます。

○後藤守議長 説明は終わりました。

○後藤守議長 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、3月7日、定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時16分散会